

## 第3次 山鹿市環境基本計画



山鹿市環境センター

令和4年（2022年）4月 ～ 令和9年（2027年）3月





はじめに

平成 29 年 3 月に策定した第 2 次山鹿市環境基本計画は、平成 29 年度からの 5 年間を計画期間とし、様々な環境施策に取り組んできました。この度、令和 3 年度末をもって計画期間が終了することから、これまでの取組を踏まえ、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間を計画期間とする、第 3 次山鹿市環境基本計画を策定しました。

本市には四季折々の豊かな自然環境、装飾古墳や豊前街道をはじめとする歴史環境など、古くから引き継がれてきた素晴らしい環境資源に恵まれています。これらの財産を将来に向かってより良い形で継承するためには、行政の取組だけでなく、市民・事業者の皆様の積極的な協力が不可欠です。

また、本市は高齢化や人口減少への対応に加えて、近年頻発する自然災害への対応、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、解決すべき課題は多くありますが、私たちが日々の生活で消費する資源や化石燃料は、温暖化等の地球規模の問題にも繋がっていることを意識し、脱炭素社会の実現に向けた取組等、大きく変化する社会情勢にも対応していく必要があります。

本計画においては、目指す環境像をもとに 5 つの基本目標を掲げ、今後取り組むべき施策の方向性を示しています。世界的にも環境意識が高まる中、私たち一人ひとりが生活習慣を見直し、環境を守り育てていくための意識を持つことが重要です。市民・事業者の皆様におかれましては、本計画への一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたってご審議いただいた環境審議会委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和 4 年 3 月

山鹿市長 早田 順一

<b>第1章 総論</b>	1
1 計画の基本的事項	2
(1) 計画策定の背景	
(2) 計画の位置付け・性格	
(3) 計画の対象地域・範囲・期間	
(4) 計画の構成	
2 環境問題をとりまく状況	4
3 前計画の目標達成状況	7
基本目標Ⅰ 豊かな自然を未来に引き継ぐ	7
(1) すぐれた自然と美しい景観を守る	
(2) 多様な動植物の生息・生育環境を守る	
(3) 自然とのふれあいの場と機会をつくる	
基本目標Ⅱ 健康で安全・安心の暮らしを守る	8
(1) 安全で良質な水を守る	
(2) きれいな空気を守る	
(3) 自然の営みが聞こえる音環境を守る	
(4) 限りある資源を大切にし、有効に利用する	
基本目標Ⅲ 人の温もりと文化の香る快適なまちをつくる	10
(1) 温もりのある美しいまちをつくる	
(2) 歴史・文化の香り高いまちをつくる	
(3) 人々が集う潤いのある水辺空間をつくる	
基本目標Ⅳ 市民力をあわせて地球環境を守る	11
(1) 地球環境問題に取り組む	
(2) 省エネルギー型ライフスタイルを定着させる	
(3) 新エネルギーを利用する	
基本目標Ⅴ 環境にやさしいふるまいができる人をつくる	12
(1) 環境教育・学習を進める	
(2) コミュニティ活動や環境保全活動を広げる	
4 目指す環境像	13
5 5つの基本目標	14

## 第2章 環境像実現のための取組

15

環境づくりの設計図	16
基本目標Ⅰ 豊かな自然を未来に引き継ぐ	18
Ⅰ-1 すぐれた自然と美しい景観を守る	19
Ⅰ-2 多様な動植物の生息・生育環境を守る	22
Ⅰ-3 自然とのふれあいの場と機会をつくる	24
基本目標Ⅱ 健康で安全・安心の暮らしを守る	25
Ⅱ-1 安全で良質な水を守る	26
Ⅱ-2 きれいな空気を守る	29
Ⅱ-3 自然の営みが聞こえる音環境を守る	31
基本目標Ⅲ 人の温もりと文化の香る快適なまちをつくる	33
Ⅲ-1 温もりのある美しいまちをつくる	34
Ⅲ-2 歴史・文化の香り高いまちをつくる	36
Ⅲ-3 人々が集う潤いのある水辺空間をつくる	38
基本目標Ⅳ 市民力をあわせて地球温暖化対策に取り組む (地球温暖化対策地方公共団体実行計画・区域施策編)	39
Ⅳ-1 温室効果ガス排出削減を目指す	40
Ⅳ-2 省エネルギー型ライフスタイルを定着させる	47
Ⅳ-3 再生可能エネルギーを利用する	51
基本目標Ⅴ 環境にやさしいふるまいができる人をつくる	53
Ⅴ-1 環境教育・学習を進める	54
Ⅴ-2 コミュニティ活動や環境保全活動を広げる	56
Ⅴ-3 限りある資源を大切にし、有効に利用する	57

<b>第3章</b>	<b>取組を進めるために</b>	59
1	推進体制	60
	（1）山鹿市環境審議会	60
	（2）山鹿市環境基本計画検討委員会	60
2	進行管理	60
	（1）進行管理のしくみ	60
	（2）環境計画の進行管理	61
	（3）関係機関・組織等との連携	61
	（4）財源措置	61
	（5）第3次基本計画環境目標一覧	62
	<b>資料編</b>	63
	資料1 山鹿市環境基本条例	64
	資料2 山鹿市附属機関に関する規則	67
	資料3 山鹿市環境基本計画検討委員会規程	70
	資料4 山鹿市環境マップ	72
	資料5 用語の解説	79

# 第1章

## 総論

- 1 計画の基本的事項
- 2 環境問題を取りまく状況
- 3 前計画の目標達成状況
- 4 目指す環境像
- 5 5つの基本目標



■方保田東原遺跡公園のひまわり畑

## 1 計画の基本的事項

### (1) 計画策定の背景

山鹿市では、平成 17 年 1 月の新市発足後、同年 6 月に山鹿市環境基本条例（平成 17 年山鹿市条例第 225 号。以下「基本条例」という。）を制定しました。この基本条例第 8 条に基づき、平成 20 年 3 月に山鹿市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しています。目指す環境像を「人が自然と共生する温もりのあるまち やまが」とし、様々な環境施策や事業を推進してきました。その後、平成 29 年 3 月に第 2 次基本計画を策定し、目指す環境像や基本条例に基づく 5 つの基本目標を当初の基本計画から踏襲して事業を推進しています。この第 2 次基本計画の期間が令和 3 年度末で終了することから、これまでの取組や新たな動きを踏まえ、第 3 次基本計画を策定するものです。

### 【環境基本条例（一部抜粋）】

#### (目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について山鹿市の基本的な考え方を定め、市民、事業者、市の責任と役割を明らかにし、環境の保全についての施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全についての様々な施策を連携させ計画的に進め、市民が健康で文化的な生活を送ることができるようにすることを目的とします。

#### (基本計画)

第 8 条 市長は、環境の保全についての様々な施策を連携させ計画的に進めるため、環境の保全についての基本的な計画（以下「環境基本計画」といいます。）を定めます。

2 環境基本計画は、次の事項について定めるものとします。

(1) 環境の保全についての目標

(2) 環境の保全についての施策の方向性

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全について必要な事項

3 市長は、環境基本計画に市民と事業者の意見が反映されるようにするため必要な対策を行います。

4 市長は、環境基本計画を定めるときは、あらかじめ山鹿市環境審議会の意見を聴きます。

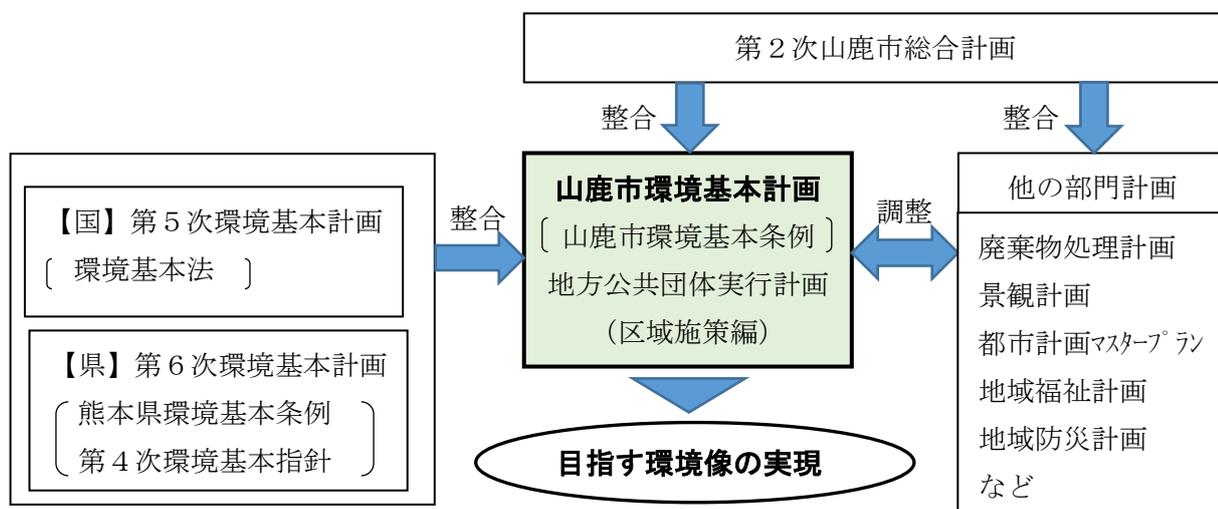
5 市長は、環境基本計画を定めたときは、できるだけ速くこれを公表します。

6 環境基本計画を変更するときも、前 3 項に定められた手続きを行います。

(2) 計画の位置付け・性格

基本計画は、本市における環境の保全についての様々な施策の方向性を定めるものです。第2次山鹿市総合計画（以下「総合計画」という。）等との整合性を図りつつ、市民、事業者、市が地域の特性や課題に応じた環境保全の取組を実施するための目標などを示しています。なお、総合計画を環境面から総合的かつ計画的に推進する部門計画としての性格も有しています。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第3項では、都道府県及び指定都市等に、いわゆる「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」（以下「地方公共団体実行計画」という。）の策定を義務付けており、その他の市町村は、同法第19条第2項により策定するよう努めることが求められています。この地方公共団体実行計画を、第2次基本計画と同様に、第3次基本計画の一部として盛り込むこととします。



(3) 計画の対象地域・範囲・期間

基本計画の対象地域は本市全域ですが、市域で解決できない広域的な課題については、関係機関と連携して取り組みます。

対象とする環境問題の範囲は、山や川などの自然環境をはじめ、水や大気、騒音、衛生などの生活環境に関わる地域の環境問題、日常生活に関わるごみ問題、さらには温暖化などの地球環境問題とします。

対象期間は令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。ただし、計画期間中に状況の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。



#### (4) 計画の構成

基本計画は以下の3つの章から構成されています。

##### 第1章「総論」

計画の基本的事項、環境問題を取りまく状況、第2次基本計画の目標達成状況、目指す環境像、5つの基本目標について記載しています。

##### 第2章「環境像実現のための取組」

5つの基本目標ごとに、環境づくりの施策の方向性や基本的な取組を記載しています。

##### 第3章「取組を進めるために」

取組の推進体制や進行管理、環境目標について記載しています。

## 2 環境問題を取りまく状況

### ・国際社会状況

地球温暖化やプラスチックごみに代表される海洋汚染などは、世界的に大きな問題と認識されています。地球温暖化は平均気温の上昇や海面水位の上昇をもたらし、これに伴う異常気象の発生など、年々深刻さを増しています。また、プラスチックは私たちの生活のいろいろな場面で使用されている便利なものですが、それが河川を通して流出することで海洋汚染が拡大し、海洋環境や生態系に重大な影響を与えています。

2019年12月には世界で初めての新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されました。翌年1月に日本で最初の感染者が確認された後、わずか数か月の間にパンデミックといわれる世界的な流行となり、在宅勤務、遠隔会議、通信販売の利用増加など、経済活動、日常生活に様々な変化が生じています。

### ・17の開発目標「SDGs」

地域活性化や過疎化、少子高齢化、海洋汚染、飢餓や貧困など、現代社会に生きる私たちにとって、直面する現実的な問題として喫緊に対応しなければならない課題が多くあります。そこで、2015年9月に、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が、加盟193か国による国連サミットで採択されました。

SDGsは、2016年～2030年の15年間で達成すべく人類が幸福になるための持続可能な開発に向けた17分野の目標です。国や地方自治体においては、政策の策定やそのチェックにも用いられます。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標 出典：国際連合広報センター

## ・国内の状況

先に述べた地球温暖化やプラスチック問題に加え、海外から導入された外来種による生態系等への影響も懸念されており、生物多様性の損失により、各種の生活基盤が脅かされる事態が進んでいます。また、日本列島はアジア太平洋地域等に生息する多くの渡り鳥の経路上にあることなどから、日本における生態系の破壊や劣化が世界における生物多様性にも影響を与える可能性もあります。

2018年4月に策定された国の「第五次環境基本計画」では、各地域がその特性を生かした強みを発揮し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす「地域循環共生圏」の創造を目指しています。また、SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要であると述べています。

2019年2月、県では、温室効果ガスの二酸化炭素（以下「CO<sub>2</sub>」という。）を削減するため、国に先駆けて「2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロ」宣言を行い、「ゼロカーボン社会・くまもと」の実現を表明しました。県内で排出されるCO<sub>2</sub>は、産業部門が3割以上を占めるほか、運輸、家庭、業務などあらゆる分野が排出源となっており、ゼロカーボンの実現に向けては各分野における様々な主体が一体となった取組が必要だと言われています。

2020年10月には、国内における「2050年カーボンニュートラル」＝「脱炭素社会」を目指すことが宣言されました。内閣は「もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではなく、積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要である。」と述べています。

## ・本市の状況

日本全体の例にもれず、本市も少子高齢化・人口減少の問題に直面しており、若年層を中心とした都市部への人口流出傾向は今後も続くことが予測されます。こうした状況は伝統的生活文化の衰退や自治活動の維持が困難になるなどの地域コミュニティの弱体化を招くほか、労働力不足や地域経済規模の縮小、農林業の担い手の減少による耕作放棄地の増加や、手入れの行き届かない（一旦人工林化された後の）森林の増加の要因となっており、生物多様性の低下とともに農産物の鳥獣被害の拡大にもつながっています。これと同時に里山の自然災害に対する脆弱性が増し、近年の豪雨災害などへの不安が高まる状況にあります。

2020年7月に初めて市民への感染が確認された新型コロナウイルス感染症は、感染者の増加と減少を繰り返し、一部では集団感染も発生しました。市有施設の使用休止やイベントの中止、消費行動の変化による経済の停滞など、市民生活にも大きな影響を与えており、いまだ出口が見えない状況が続いています。



■不動岩からの眺望

### 3 前計画の目標達成状況

第2次基本計画で推進してきた5つの基本目標について、取組の方向性ごとに整理します。

基本目標Ⅰ 豊かな自然を未来に引き継ぐ				
取組の方向性	環境指標項目	平成27年度	令和2年度	目標値
すぐれた自然と美しい景観を守る	森林面積 (ha)	15,475	15,483	現状維持
	耕地面積 (ha)	7,000	6,910	現状維持
多様な動植物の生息・生育環境を守る	鳥獣保護区域面積 (ha)	3,671	3,326	現状維持
自然とのふれあいの場と機会をつくる	市民農園数 (箇所)	3	3	現状維持

#### (1) すぐれた自然と美しい景観を守る

森林面積については、県において地域森林計画の見直しが行われたことにより若干増加しています。本市等の取組としては、市有林（スギ、ヒノキ等）の植栽、下刈り、間伐、皆伐などを計画的に行っています。私有林についても間伐材の搬出費用の支援を行うなど、森林の保全と管理に取り組んできました。このほか、森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業による、通常の森林整備では対応できない集落周辺の里山等の保全を行う活動組織の支援を行いました。また、児童が参加する植樹祭や企業との連携による森林づくりに協力しました。近年増加している太陽光発電事業所については、特に規模が大きいメガソーラーと言われる出力1,000kw以上のものに対して、県・市・事業者の3者で協定を結ぶことにより、事業者に対して環境省が定める環境配慮ガイドラインや法令等を遵守するよう求めています。

耕地面積については若干減少していますが、これは耕作ができなくなった未管理農地の非農用地化を進めてきたことによるものです。農業後継者の減少や耕作者の高齢化等に伴い、農業をとりまく環境は厳しさを増してきました。それに伴い、担い手の負担を軽減するため、多面的機能支払交付金事業により、地域共同による農用地や水路・農道等の保全活動を支援しています。このほか、民間団体の取組として、NPO法人岳間ほっとネットが中心となり、岳間地域において福岡都市圏の住民を対象に収穫体験や加工品づくり体験などの交流事業を行い、農林業への理解促進と自然環境保全への協力を推進しました。

#### (2) 多様な動植物の生息・生育環境を守る

鳥獣保護区域については、県において保護区の指定箇所の見直しが5年ごとに行われ、指定の必要性が低い箇所に関して除外されたことにより、面積が減少しました。

また、本市では近年、日本の生態系に影響を及ぼす動植物として「特定外来生物」に指定されているオオキンケイギクの繁殖が見られます。環境便での駆除の周知や、市有地での駆除などを行っていますが、根絶には時間がかかると思われます。有害鳥獣に関しては、鳥獣被害防止計画に基づいて対応を行っており、農作物への被害を防止するため、防護柵等への補助や、圃場管理の勉強会の開催、猟友会への有害鳥獣の捕獲委託など、農地を守りながら個体数を減らす取組を行っています。な

お、近年はアライグマの目撃情報も寄せられており、新たな対策が必要な状況です。

### (3) 自然とのふれあいの場と機会をつくる

民間団体の取組として、菊池川とその支流を美しくする関係団体連絡協議会が、毎年5月に一つ目公園で「ホタルの夕べ」を開催しており、本市はその活動を支援しています。多い年は1,000人以上の見学者が訪れています（令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、中止）。このほか、菊池川自然塾では、菊池川の水生生物の観察会など小学生を中心とした体験活動等を、岩野川を守る会でも三岳小学校の児童を対象に水生生物調査を実施されました。

市民農園（ファミリー農園）については、山鹿地域で3か所49区画を運営しており、ほぼ全区画を貸し付けています。

基本目標Ⅱ 健康で安心・安全の暮らしを守る				
取組の方向性	環境指標項目	平成27年度	令和2年度	目標値
安全で良質な水を守る	市内河川BODの環境基準達成率 (%)	99	100	100
	汚水処理人口普及率 (%)	89.7*	92.4	99
	汚水処理施設等への接続率 (%)	72.6*	76.7	80
きれいな空気を守る	二酸化窒素・浮遊粒子状物質・光化学オキシダントの環境基準達成率 (%)	75.0	50.0	現状維持
自然の営みが聞こえる音環境を守る	自動車騒音に係わる環境基準達成率〈面的評価〉 (%)	91.35	93.5	93
限りある資源を大切にし、有効に利用する	1人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日)	745*	779	現状維持
	資源化率 (%)	13.6*	12.6	現状維持

※ 第2次基本計画策定時と計算方法を変更したため、数値を修正

### (1) 安全で良質な水を守る

市内河川29か所で、年3回の河川水質検査を行っています。水質の指標としてBOD（生物化学的酸素要求量）を用いていますが、令和2年度は全ての地点において環境基準（水域類型A:2mg）を達成しました。これは生活排水や事業所排水の浄化が進んだことによるものと思われます。汚水処理人口普及率と汚水処理施設等への接続率は、新築の住居やアパートの接続等により増加しました。また、河川に堆積し、流水を妨げる土砂や雑草を定期的に撤去することも、水質の浄化につながっています。

このほか、安全な飲用水を確保するため、市営水道未普及地域の水道組合等に対する施設整備の補助、過去に水質基準を超過した飲用井戸の水質調査などを行っています。

## (2) きれいな空気を守る

県が県内各所で光化学オキシダントや浮遊粒子状物質等の大気環境を測定しており、本市では健康福祉センターに測定局が設けられています。このデータは1時間ごとにインターネットで公開され、誰でも見るすることができます。環境指標項目は、県内全ての測定局で光化学オキシダントの数値が基準を超えました。近年では、令和元年5月24日に菊池市で光化学スモッグ注意報が発令されています。光化学オキシダントの環境基準達成率は、全国的にも極めて低い状況です。本市では光化学スモッグ注意報等の発令に備え、連絡体制を整えています。また、関係機関と協力し、必要に応じて野外焼却への指導や、ばい煙発生施設における焼却時間・方法の改善要請等を行っています。

このほか、畜産に起因する悪臭の発生を抑制するため、堆肥舎の建設の推進などを行ってきました。しかし、悪臭苦情は毎年数件発生しており、事業所から発生する悪臭の苦情は地元住民との対立を招くこともあるため、関係機関と連携して解決策を探ることが重要です。

## (3) 自然の営みが聞こえる音環境を守る

騒音規制法（昭和43年法律第98号）や熊本県生活環境の保全等に関する条例（昭和44年熊本県条例第23号。以下「県条例」という。）に基づき、事業活動に伴う騒音特定施設や特定作業の届出を受け付けています。騒音の苦情は毎年数件発生しており、その際は原因者に対して改善の要請等を行っていますが、法律や条例の規制対象外のケースなどは関係機関と連携して解決策を探ることが重要です。

また、自動車騒音については、国道と県道で常時監視調査（面的調査）を行っており、令和2年度の騒音基準達成率は目標値を達成しました。

## (4) 限りある資源を大切に、有効に利用する

平成31年4月から、本市単独の一般廃棄物焼却施設である環境センターが稼働しました。これに併せて、燃やすごみの自己搬入を有料化（150円/10kg）しています。

1人1日当たりのごみ排出量は、745gから779gへと増加し、資源化率は13.6%から12.6%と減少しています。これら2つの指標が悪化した原因として、一つには新型コロナウイルス感染症の感染拡大が挙げられ、いわゆる「巣ごもり」によって家庭内の片付けが増えたことによるごみの総量の増加や、小中学校で実施されていたリサイクル活動が中止になったことなどが影響していると思われます。

ごみの減量化や4Rの推進は地球温暖化防止にもつながるため、一層取組を進める必要があります。

### 基本目標Ⅲ 人の温もりと文化の香る快適なまちをつくる

取組の方向性	環境指標項目	平成 27 年度	令和 2 年度	目標値
温もりのある美しいまちをつくる	街並み環境整備率 (%)	21.7*	59.5	75
歴史・文化の香り高いまちをつくる	歴史・文化学習会等の講座開催回数 (回)	26	13	現状維持
人々が集う潤いのある水辺空間をつくる	市管理河川公園数 (箇所)	25	25	現状維持

※第 2 次基本計画策定時は実績を示すことができなかったが、今回表示したもの

#### (1) 温もりのある美しいまちをつくる

街並み環境整備率については、街並み環境整備事業（平成 27 年度～令和 6 年度）の総事業費に対する進捗率を表したものです。事業実施年度を見直したことで達成度が低くなっていますが、着実に事業を進めています。また、都市内緑地の保全のため、既設公園等においては地域住民の声を反映しながら樹木の伐採や植樹、芝の植生等を行いました。建築物や工作物の新設行為に対しては、山鹿市景観条例（平成 20 年山鹿市条例第 47 号）や山鹿市景観計画等に基づき、必要な指導・助言を行い、良好な景観形成を促進しています。

このほか、空き地に雑草が繁茂しているという苦情が多く寄せられています。火災の防止や清潔な生活環境の保持のため、条例に基づき所有者等へ除草の指導・助言を行いました。今後も所有者等に継続的な管理の意識を持ってもらうことが重要です。

#### (2) 歴史・文化の香り高いまちをつくる

豊前街道沿いの歴史的・文化的価値のある街並みを守るため、(1) で述べた街並み環境整備事業のほか、空き店舗対策事業等を実施しました。また、国指定史跡方保田東原遺跡の将来的な整備のため、農地を中心とした土地の公有化を進めるとともに、遺跡公園を活用したクイズラリー等を地域団体と協力して行っています。

歴史・文化学習会等は、新型コロナウイルス感染拡大の影響のため、予定していた講座の中止が相次ぎました。

#### (3) 人々が集う潤いのある水辺空間をつくる

河川公園の適正な維持のため、国や県、地域と連携しながら管理を行いました。夏場の鍋田水遊び公園は、多くの利用者でにぎわっています。また、河川水援隊員が各担当河川の巡視活動を行い、異常があった際には市へ通報する体制を整えています。

このほか、河川護岸の災害復旧工事等を行う際は、自然石や環境保全型ブロックを利用するなど、景観へ配慮しました。

## 基本目標Ⅳ 市民力をあわせて地球環境を守る

取組の方向性	環境指標項目	平成 27 年度	令和 2 年度	目標値
地球環境問題に取り組む	市内の CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	12,022.2 <sup>※1</sup>	9,208.8	11,285
省エネルギー型ライフスタイルを定着させる	公用車の環境基準適合車導入率 (%)	53	72	55
新エネルギーを利用する	公共施設における新エネルギー公称最大出力 (kw)	378 <sup>※2</sup>	356	598

※1 第2次基本計画では 11,879 t-CO<sub>2</sub>と記載していたが、集計に誤りがあり修正

※2 第2次基本計画では 578kw と記載していたが、稼働していないバイオマスセンター（200kw）が含まれていたため、378kwへ修正

### （1）地球環境問題に取り組む

夏と冬の省エネルギー（以下、タイトル・見出し以外「省エネ」という）活動や節水対策など、広報紙等による啓発を行いました。本市の事務事業（施設）における CO<sub>2</sub>排出量は、12,022.2t-CO<sub>2</sub>から 9,208.8t-CO<sub>2</sub>へ大きく減少しています。これは発電における火力発電の使用割合が減り、原子力発電等の割合が増えたために CO<sub>2</sub>排出係数が減少したことが大きな要因です。実際の電力使用量は約 23%増えていますが、集計に山鹿市民医療センターや環境センター等を加えたことが影響しています。逆に減少の要因として小中学校の統廃合等も影響しました。CO<sub>2</sub>排出量の数値に捉われず、2050年カーボンニュートラルに向けて、全てのエネルギー使用量自体を減らすことに重点を置くことが必要です。

### （2）省エネルギー型ライフスタイルを定着させる

公用車の環境基準適合車導入率は車両の更新に伴う順次導入などにより大きく増加し、目標を達成しました。また、市役所では昼休みの消灯、クールビズ期間の導入及びノー残業デー・ノーマイカー通勤デーの実施など、様々な取組を行っています。

### （3）新エネルギーを利用する

公共施設における新エネルギー公称最大出力は、378kw から 356kw へと減少しました。これらは全て太陽光発電設備によるものですが、設備の老朽化により停止したこと（20kw）や、稲田小学校の県への施設譲渡（20kw）が要因です。新しく設置した施設は環境センターのみで、20kw の増加となりました。

## 基本目標Ⅴ 環境にやさしいふるまいができる人をつくる

取組の方向性	環境指標項目	平成 27 年度	令和 2 年度	目標値
環境教育・学習を進める	環境教育（岩野川水生物実態調査等）の開催	開催	令和 2 年度は中止	継続開催
コミュニティ活動や環境保全活動を広げる	環境月間美化行動等参加者数 (人)	13,960	6,227	現状維持

### (1) 環境教育・学習を進める

民間団体の取組として、菊池川とその支流を美しくする関係団体連絡協議会が、夏休みに小学生を対象とした岩野川水生物実態調査を開催しており、本市はその活動を支援しています（令和 2・3 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、中止）。

また、環境センターには見学者通路を整備し、小学生や各種団体の施設見学を受け入れています。見学者数は令和元年度 70 団体 1,430 人、令和 2 年度 5 団体 283 人でした。

この施設には付帯設備として併設する多目的広場や公園に子供用の遊具、健康づくりのための器具や、休憩できる東屋を設置しているほか、災害時にはシェルターとして活用できるパーゴラやかまどとして活用できるベンチなど防災面に考慮した設備も設置するなど、「ひと・まち・環境にやさしい施設」を目指しています。

このほか、小学 4 年生向けの「ごみとわたしたちの暮らし」ワークブックの配布や、全小中学校での学校版環境 ISO の取組、児童会・生徒会や P T A によるリサイクル活動など、小学生からの環境教育を推進しています。

### (2) コミュニティ活動や環境保全活動を広げる

環境月間美化活動については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため活動自粛を促したことから、参加者数は大幅に減少しました。環境月間に限らず、別の時期に開催するなど、行政区によっては工夫して実施されています。また、企業や各種団体では、山鹿灯籠まつり前後の地域美化活動など、定期的な取組も行われています。

#### 4 目指す環境像

総合計画では、自立したまちづくりへと飛躍することを目指して「人輝き飛躍する都市やまが」を将来都市像として定めています。

「人輝く都市」とは、市民一人一人が自立し、市民・民間（団体・企業）・行政がそれぞれの役割を果たし、個性と活力に満ちた協働のまちづくりに取り組む姿を表しており、「飛躍する都市」とは、長い歴史に培われた伝統・文化を礎とし、未来へ向けて挑戦し続ける姿を表しています。

そこで、本市の都市像を環境面から実現するために、私たちが目指す将来の環境の姿は、第2次基本計画に引き続き、

#### 目指す環境像

### 人が自然と共生する温もりのあるまち やまが

緑多い山々から美しい棚田が広がり、清らかな菊池川が豊かな実りを生み出す住み良い都市やまが。そこには先人から受け継いだ美しい景観や伝統・文化を大切にする市民が自然とうまく調和しながら生き生きと暮らし、心の温もりと暮らしの温もりを享受している人々の姿とまちのイメージを込めています。

として、市民・事業者・市がその達成に向けて、それぞれの役割分担と協力・連携を進めていくこととします。

#### やまがをこんな環境のまちにしたい

- ・自然の恵みを大切にし、安心して暮らせる環境のまち やまが
- ・ゆっくり自然と共生する、まちに人々が集うまち やまが
- ・みんなで創る自然と人輝く温もりのあるまち やまが
- ・空気、水、緑、人を大切にするまち やまが

## 5 5つの基本目標

本市が目指す環境像を実現するために、基本条例に基づく施策の基本方針（第7条）から環境分野別に5つの基本目標を掲げ、市民、事業者、市が力を合わせて取組を進めていきます。

目指す環境像	基本目標
人が自然と共生する温もりのあるまち やまが	<b>自然環境</b>
	<b>生活環境</b>
	<b>快適環境</b>
	<b>地球環境</b>
	<b>環境教育・行動</b>
	<b>(Ⅰ) 豊かな自然を未来に引き継ぐ</b>
	緑多い山々とそこに蓄えられた豊かな水に恵まれ、私たちを含めて多くの生き物の命を育んでいます。この恵み多い豊かな自然環境を適切に保全し、未来に引き継ぐために、私たちは自然とのふれあいを通じてその大切さと楽しさを体感し、自然と共生したまちとなることを目指します。 { 基本条例第7条(1) }
	<b>(Ⅱ) 健康で安全・安心の暮らしを守る</b>
	さわやかできれいな空気、安全で良質な水は私たちの暮らしにとってかけがえのない大切なものです。健康で安全・安心な暮らしの前提となる大気や水質、静寂さ等の生活環境を、今以上に質の高い状態で維持し、安らぎのある暮らし環境の確保を目指します。 { 基本条例第7条(3) }
	<b>(Ⅲ) 人の温もりと文化の香る快適なまちをつくる</b>
	先人が長い年月をかけて守り、築き上げられてきた歴史的・文化的遺産が多数あり、温泉資源や美しい農村景観、豊かな水辺等と相まって、独特の山鹿らしさを醸し出しています。こうした環境の中で暮らす私たちは、知らず知らずに心や暮らしに潤いや安らぎをもたらされています。そこで、私たちはこのような貴重な環境資源を暮らしの中から再認識し、その保全と更なる創造を目指します。 { 基本条例第7条(2) }
	<b>(Ⅳ) 市民力をあわせて地球温暖化対策に取り組む</b> (地球温暖化対策地方公共団体実行計画・区域施策編)
	近年、地球温暖化はかつてない速度で進んでおり、国際社会が温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいかなければ、熱波や豪雨などの異常気象、海水面の上昇、食糧生産量の低下、伝染病の流行、野生生物の絶滅など、自然環境・生活環境に重大な影響が及ぶと指摘されています。そこで、国、県と歩調を合わせ地球温暖化対策に取り組むこととします。 { 基本条例第7条(5) }
	<b>(Ⅴ) 環境にやさしいふるまいができる人をつくる</b>
	現在の環境問題は、人間活動の積み重ねの結果であり、この問題を解決するためには、私たちの日常生活や事業活動を環境の保全に配慮したものに変えていくことが必要です。そのためには、人々が環境づくりに主体的・積極的に参加するまちづくりを目指すことが必要であるため、環境について関心を持ち、学び、行動する人づくりを進めます。 { 基本条例第7条(4)・(6) }

## 第2章

# 環境像実現のための取組

### ◇環境づくりの設計図（施策体系）

- 基本目標Ⅰ 豊かな自然を未来に引き継ぐ
- 基本目標Ⅱ 健康で安全・安心の暮らしを守る
- 基本目標Ⅲ 人の温もりと文化の香る快適なまちをつくる
- 基本目標Ⅳ 市民力をあわせて地球温暖化対策に取り組む
- 基本目標Ⅴ 環境にやさしいふるまいができる人をつくる



■ 番所地区の棚田

◇環境づくりの設計図

本市が目指す環境像を実現し、地域から地球規模の良好な環境づくりに貢献するため、第2次基本計画に引き続き、以下の施策体系の下で計画を推進します。

目指す環境像	基本目標	取り組みの方向性	
人が自然と共生する温もりのあるまち やまが	自然環境	(Ⅰ) 豊かな自然を 未来に引き継ぐ	I-1 すぐれた自然と美しい景観を守る  I-2 多様な動植物の生息・生育環境を守る  I-3 自然とのふれあいの場と機会をつくる
	生活環境	(Ⅱ) 健康で安全・安心の 暮らしを守る	II-1 安全で良質な水を守る  II-2 きれいな空気を守る  II-3 自然の営みが聞こえる音環境を守る
	快適環境	(Ⅲ) 人の温もりと文化の香る 快適なまちをつくる	III-1 温もりのある美しいまちをつくる  III-2 歴史・文化の香り高いまちをつくる  III-3 人々が集う潤いのある水辺空間をつくる
	地球環境	(Ⅳ) 市民力をあわせて地球 温暖化対策に取り組む (地球温暖化対策地方公共団体実行計画・区域施策編)	IV-1 温室効果ガス排出削減を目指す  IV-2 省エネルギー型ライフスタイルを定着させる  IV-3 再生可能エネルギーを利用する
	環境教育・行動	(Ⅴ) 環境にやさしいふるまい ができる人をつくる	V-1 環境教育・学習を進める  V-2 コミュニティ活動や環境保全活動を広げる  V-3 限りある資源を大切に、有効に利用する

## 基本的な取組

- 森林の保全と管理
- 豊かな農山村風景の保全
- 環境保全型農業の推進
- 不法投棄の防止
- 河川環境の保全 I-1
- 希少な動植物の保護・調査
- 特定外来生物の繁殖抑制
- 有害鳥獣の適正管理 I-2
- 自然とのふれあいの推進
- 自然保護意識の向上 I-3



- 河川の定期的な水質調査
- 安全な飲用水の確保
- 生活排水対策の推進
- 事業所排水対策の推進
- 河川流水の円滑化及び水質浄化 II-1
- 大気汚染防止対策（自動車、事業所）
- 悪臭防止対策（家畜ふん尿等） II-2
- 騒音・振動対策（自動車、事業所） II-3



- 都市内緑地の保全と緑化の推進
- 美しいまちなみ景観の整備 III-1
- 歴史・文化資源の保全・伝承・学習
- 歴史・文化資源を活用したまちづくり III-2
- 安全で快適な水辺環境づくり・親水性の向上 III-3



- 国及び県の施策への協力
- エネルギー消費以外から発生する温室効果ガス削減対策 IV-1
- 省エネルギー行動・機器の普及推進
- 省エネルギー型自動車交通の推進
- 行政の率先行動 IV-2
- 社会のニーズに合った再生可能エネルギーの普及促進 IV-3



- 分かりやすく楽しい環境情報の提供
- 学校や社会における環境教育・学習の推進 V-1
- 市民・事業者の環境保全活動の支援 V-2
- 4Rの推進
- ごみ出しルールの徹底 V-3



## 基本目標

### I

## 豊かな自然を未来に引き継ぐ

本市は、緑豊かな山々とそこに蓄えられた豊かな水に恵まれ、私たちを含めて多くの生き物が共存しています。しかし、近年の農林業を取巻く環境は厳しく、従事者の高齢化や経営意欲の低下による放棄地（未施業地）の増加に伴い、災害の増加や生態系など、自然に及ぼす影響も懸念されています。

その対策として、行政や市民、関係団体とも連携し、適切な管理・施業や教育学習等を行っていくことで、この豊かな自然を未来に引き継いでいくことを目指します。

「豊かな自然を未来に引き継ぐ」ために3つの取組を進めます。

取組の方向性 I-1

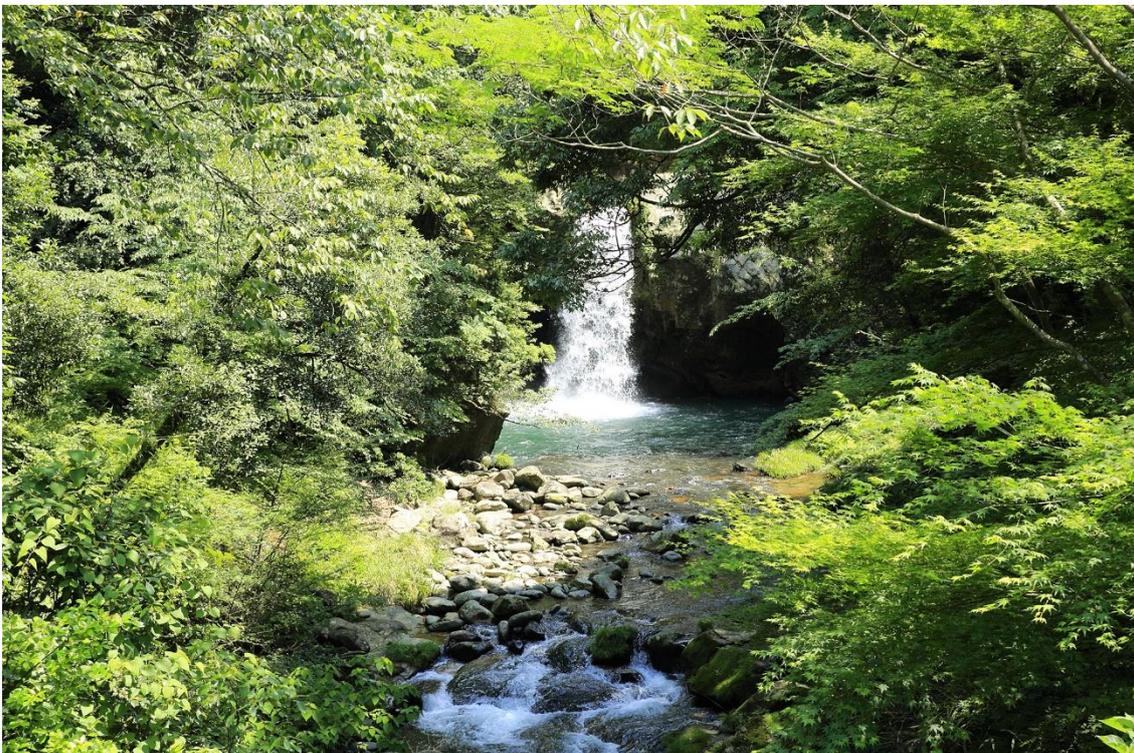
すぐれた自然と美しい景観を守る

取組の方向性 I-2

多様な動植物の生息・生育環境を守る

取組の方向性 I-3

自然とのふれあいの場と機会をつくる



■ 岳間溪谷

## I-1 すぐれた自然と美しい景観を守る

### 自然の公益的機能の保全

#### 【森林】

森林は、国土保全、水資源の涵養、多様な生き物の生息・生育環境、さらに地球温暖化の原因となっている CO<sub>2</sub>の吸収源等の公益的機能を発揮しながら、私たちの生活や経済に木材等の林産物を供給する重要な役割も果たしています。本市では市域面積の5割を森林が占めていますが、近年の森林の重要性に対する認識が高まる一方で、林業においては、木材輸入量に頼る社会的構造、林業労働者の減少、高齢化等の問題を抱えており、所有者による植林や間伐等森林の適正な維持管理が困難な状況になっています。

#### 【農地】

農地は、保水機能、地下水涵養、多様な生き物の生息・生育環境等の機能を発揮し、私たちの食生活や経済に重要な役割を果たすとともに、良好な緑地空間でもあります。しかし、本市の基幹産業である農業は、農産物価格の低迷、農業従事者の農業離れや高齢化が進み、農地の荒廃や遊休地化も進んでいます。農地のもつ多面的な機能を発揮させるためには、農地の適正な保全を図るとともに化学肥料や農薬の使用を抑えた土づくりを基本とする環境保全型農業の推進が必要です。

#### 【河川・ため池】

河川やため池は、かんがい用水の供給や治水・利水機能、貴重な飲料水源となる地下水の涵養、河川・ため池特有の生き物の生息・生育環境となる等多面的な機能を有しており、市民に対しても自然とのふれあいの場として潤いと安らぎを与えています。

本市には、北部に源をなす岩野川、上内田川等の河川が県北最大の一級河川菊池川に注ぎ、中央部を東から西へ貫流しており、多数の農業用ため池と共に貴重な飲料水源となる地下水を潤しています。この豊かな水環境は緑と共に本市の重要な環境軸となっており、自然環境に配慮した河川整備を進めると共に、市民の憩いの場としての親水性のある水辺環境を創出し、自然観察等の野外体験学習やレクリエーション活動の場として積極的に活用していく必要があります。

### 基本的な取組

#### 1 森林の保全と管理

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止などの様々な働きで私たちの暮らしを支えています。こうした働きを十分に発揮し、また、次の世代にもその働きを継承していくため、適切に森林を守り育てていくことが必要です。

##### (1) 行政の取組

■森林の保全、水源の涵養、CO<sub>2</sub>削減、保健休養機能の場の提供、自然環境の保全・形成等の公益的機能を持続させるため、伐採適齢を迎えた森林の皆伐及び植栽、下刈り及び間伐等の造林事業を推進します。  
(農林整備課)

- 森林環境譲与税を活用した森林の整備、木材の利用の促進及び人材の育成確保を進めます。  
(農林整備課)

#### (2) 市民の取組

- 森林管理のための市民ボランティア運動に参加します。
- 森林見学等体験型学習に参加して、水源涵養など森林の多様な価値について積極的に学びます。

#### (3) 事業者の取組

- 水源等の涵養域保全を行います。
- 森林の適正な維持管理及び更新に努めます。

## 2 豊かな農山村風景の保全

農林業の生産活動が継続されるとともに、美しく緑豊かな農山村景観の維持・保全を目指します。

#### (1) 行政の取組

- 法律や条例に基づく環境影響評価制度等の適切な運用により、開発事業における環境配慮を図ります。  
(環境課)
- 都市と農村の体験交流を通じて農林業への理解と自然環境保全への協力を推進します。  
(農業振興課)

#### (2) 市民の取組

- 都市と農村の体験交流事業に参加します。

#### (3) 事業者の取組

- 開発行為を行う場合は、法令や条例に定める環境影響評価制度等に基づき、適切な配慮を行います。
- 都市と農村の体験交流事業を行います。

## 3 環境保全型農業の推進

環境保全型農業とは、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料・農薬の使用による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことです。適切な農業生産活動を通じて国土環境保全に資するという観点から、環境保全型農業を推進します。

#### (1) 行政の取組

- 農薬や化学肥料を低減することによる安心安全な農産物の生産を支援します。  
(農業振興課)
- 国土環境保全に配慮した環境保全型農業の推進・啓発を行います。  
(農業振興課)
- 総合的で地域一体となった農地・農業用排水等の保全向上に関する活動を支援します。  
(農林整備課)

#### (2) 市民の取組

- 地元で生産された農作物等を積極的に購入します。
- 除草剤や農薬等は適正使用に努め、過大な散布は行いません。

### (3) 事業者の取組

- 農薬・化学肥料の使用量や使用方法に配慮します。
- 減農薬、減化学肥料等及び環境への負荷の軽減に配慮した環境保全型農業を進めます。

## 4 不法投棄の防止

不法投棄対策は、法に基づく規制や取り締まりのみでなく、廃棄物の減量化の推進、適正な処分・リサイクル体制の確保及び産業廃棄物全般の施策と一体となって進めるべきもので、不法投棄をさせないという社会環境を作り上げていくことが必要です。また、個人の不法投棄については、監視の強化等による未然防止対策が重要になります。

### (1) 行政の取組

- 不法投棄の抑止力として廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の周知に努めます。 (環境課)
- 関係機関と連携し、不法投棄に対応します。 (環境課)

### (2) 市民の取組

- ごみは適正な手続で処分し、不法投棄は行いません。
- 行政と協力して不法投棄の防止活動を推進します。

### (3) 事業者の取組

- 産業廃棄物は適正な処分を行い、不法投棄は行いません。

## 5 河川の環境の保全

水質の維持、優れた自然環境や景観を有する区域の保全、河川工事等による環境に与える影響を最小限度に抑えるための代償措置等により良好な河川環境の状況を維持します。

### (1) 行政の取組

- 多自然河川整備による水辺環境の保全・改善を進めます。 (建設課)

### (2) 市民の取組

- 河川への有害物質の流入や不法投棄は行いません。

### (3) 事業者の取組

- 工事を行う際には、周辺の自然環境や生態系への配慮を行います。
- 河川への有害物質の流入や不法投棄は行いません。

## I-2 多様な動植物の生息・生育環境を守る

本市は、多彩で豊かな自然環境に恵まれ、数多くの野生動植物が生息・生育しています。また、全国的に、過度の捕獲・採取や開発行為などの人間活動の影響をはじめ、里山の荒廃や外来種の影響による自然環境の変化によって、数多くの野生動植物が絶滅の危機に瀕しています。

野生動植物の世界は、生態系、生物群集、個体群及び種等様々なレベルで成り立っています。そのため、野生動植物の多様化を保全して健全な生態系を維持することが重要です。

### 基本的な取組

#### 1 希少な動植物の保護・調査

私たちの暮らしは多様な種と関わりながら形成する自然の恵みに支えられています。複雑なバランスで成り立っている自然を守るために一つ一つの種を絶滅から守ることが必要です。

##### (1) 行政の取組

■ 県が行う地域の希少野生動物の保護管理事業に協力します。 (環境課)

##### (2) 市民の取組

■ 野生動植物をみだりに捕獲・採取しません。

■ 自然を大切にし、身近な環境における動植物の生息・生育環境の保全に努めます。

##### (3) 事業者の取組

■ 各種開発や施設の新たな整備等を行う際には、周辺環境を考慮し、動植物の生息・生育環境の保護・保全に努めます。

#### 2 特定外来生物の繁殖抑制

ミドリガメ、セイヨウタンポポ、ブラックバス等は、私たちの生活の身近な場所で見ることのできる動植物ですが、これらの動植物は、本来、日本に生息しない「外来種」と呼ばれるもので、地域の生態系や農林業に影響を与えています。

本来その地域に生息しない外来種には、天敵となる生物がいないため、短期間で大量に繁殖し、在来種を捕食したり、在来種と競合し生息場所を奪い取ったりする行動が見られます。また、外来種によって寄生生物やウイルス等が持ち込まれると、対抗する手段のない在来種に、深刻なダメージを与えることとなります。さらに、外来種の中には在来種と交配するものもあり、その結果、長い時間をかけて地域に適応してきた在来種の遺伝形質が、短期間に変えられてしまう可能性があります。

##### (1) 行政の取組

■ 特定外来生物が繁殖しないよう、啓発活動を行います。 (環境課)

(2) 市民の取組

■外来種の動植物は、野生化しないように責任を持って管理します。

(3) 事業者の取組

■外来種の動植物を販売する際は、消費者に対して適切な管理の情報を提供し、終生飼養を促します。

### 3 有害鳥獣の適正管理

鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題です。

(1) 行政の取組

■有害鳥獣に対する効果的な駆除・農産物被害防止を推進します。 (農林整備課・農業振興課)

(2) 市民の取組

■行政等が開催する勉強会に積極的に参加します。

(3) 事業者の取組

■専門知識や先進的技術、製品情報等を積極的に提供します。



■一つ目公園のホタル

## I-3 自然とのふれあいの場と機会をつくる

本市には、自然の仕組みや恵みを理解し、自然とふれあい、楽しむことのできる場として、キャンプ場（岳間溪谷、矢谷溪谷等）、遊歩道（岩倉ロマンロード、不動岩等）や自然とふれあえる公園（一本松公園、鍋田水遊び公園、水辺の森公園等）等があり、これら自然系の野外レクリエーション施設には市内外の方が多く訪れ、3か所ある市民農園も市民に利用されています。

菊池川沿いには旧鹿本線（旧山鹿温泉鉄道）の廃線跡を整備した自転車専用道路（ゆうかファミリーロード：熊本市・山鹿市間全長 34km）があり、自転車で菊池川や田園風景を眺めながら快走できる環境となっています。

### 基本的な取組

#### 1 自然とのふれあいの推進

自然とのふれあいにより感性を培い、自然認識を深めることによって、複雑多様化する環境問題に対する確かな認識や行動意識を醸成することが期待されています。

##### （1）行政の取組

- 公営キャンプ場の指定管理者と連携し、自然を活かしたキャンプ場経営に努めます。（商工観光課）
- 市民が気軽に自然とふれあう場として、ファミリー農園を運営します。（農業振興課）

##### （2）市民の取組

- 市民農園や農業体験学習に積極的に取り組み、身近な自然とのふれあいを増進します。
- 自然環境をテーマにしたキャンペーンやイベントに積極的に参加します。

##### （3）事業者の取組

- 自然環境をテーマにしたキャンペーンやイベントを企画するほか、積極的に参加・協力します。

#### 2 自然保護意識の向上

自然保護の知識を持ち、自主的な自然環境活動へと結びつけていくことが求められます。

##### （1）行政の取組

- 自然保護団体が行う市民向けの啓発イベント等に協力します。（環境課）
- 自然保護意識向上のため、環境便、市ホームページ等を用いて環境情報を提供します。（環境課）

##### （2）市民の取組

- 自然保護団体が行う市民向けの啓発イベント等に参加します。

##### （3）事業者の取組

- 自然保護団体及び行政が行う環境対策活動へ協力・支援します。

## 健康で安全・安心の暮らしを守る

さわやかできれいな空気、安全で良質な水といったかけがえのない資源は、私たちの心に安らぎと潤いを与え、健康で安全・安心な暮らしの土台となっています。

その前提となる大気や水質、静寂さ等の生活環境を、今以上に質の高い状態で未来に引き継いでいくためにも、安らぎのある暮らしの環境の維持向上を目指します。

「健康で安全・安心の暮らしを守る」ために3つの取組を進めます。

取組の方向性Ⅱ-1

安全で良質な水を守る

取組の方向性Ⅱ-2

きれいな空気を守る

取組の方向性Ⅱ-3

自然の営みが聞こえる音環境を守る



■山鹿浄水センター

## Ⅱ－１ 安全で良質な水を守る

### (1) 河川の水質

河川の水質環境はおおむね良好な状態にあります。

市内を流れる菊池川には2か所の環境基準点（山鹿、鹿本町中富）が設けられています。近年では公共下水道の整備や工場・事業所における排水処理対策が進んだため、水質が改善されています。

市内河川 29 か所で年3回の河川水質検査を実施しており、令和2年度においては、BOD（生物化学的酸素要求量）※の値が全ての調査地点において環境基準（水域類型 A）の 2.0mg/L を下回りました。

※BOD（生物化学的酸素要求量）

生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量を表す環境指標で、河川の汚染度が進むほど、この値は高くなる。

### (2) 飲用水の水質

本市では、安全な水道水を安定して供給するために、水道法（昭和32年法律第177号）に基づき水質検査を計画・実施し、結果を公表しており、令和2年度においては全ての検査において水質基準を達成しています。

また、井戸水に関しては、平成20年度に実施した飲用井戸水質検査において、水質基準を超過した項目があった地域について、毎年水質検査を実施しています。一般細菌や硝酸態窒素など計15項目の検査を行っておりますが、令和2年度においては9項目において前年よりも水質が改善しました。一方で基準値を上回った場所に関しては飲用指導を実施しています。

山鹿市内河川の環境基準達成状況（BOD） 単位：mg

		R2年8月	R2年11月	R3年2月
山鹿地域	坂田川（坂田橋）	0.6	0.5未満	0.7
	菊池川（保多田第1樋門）	1.1	0.9	0.7
	岩野川（長裏橋）	1.4	1.2	1.6
	吉田川（新淵鍋橋）	1.1	1.0	1.3
	白坂川（若宮橋）	0.5未満	0.9	0.6
鹿北地域	内野川（新湯山橋）	0.9	1.1	0.5未満
	岩野川（岳間溪谷）	0.5未満	0.6	0.5未満
	岩野川（君ヶ平橋）	0.6	1.9	0.5未満
	岩野川（山下橋）	1.6	0.7	0.5未満
	男岳川（下中橋）	0.6	0.7	0.6
	裏方川（松ヶ浦橋）	1.0	0.7	0.5未満
菊鹿地域	中津川（園木橋）	0.8	1.3	0.7
	上内田川（吉原橋）	0.6	0.5	0.5未満
	上内田川（長谷橋）	0.6	0.8	0.6
	木野川（平田橋）	0.7	0.7	0.6
	山内川（丸岩橋）	0.8	0.8	0.5
	初田川（はった橋）	1.0	0.8	1.2
鹿本地域	五郎丸川（五郎丸橋）	0.5	0.7	0.6
	太田川（第2山の井橋）	0.8	0.6	0.5未満
	木野川（永代橋）	1.1	0.6	0.7
	上内田川（梶屋橋）	0.9	0.6	1.2
	菊池川（中川橋）	1.0	0.6	0.5未満
	合志川（奉迎橋）	1.6	1.2	1.8
鹿央地域	川住川（川住橋）	1.1	1.0	2.0
	小柳排水路（水門前）	2.0	1.0	1.8
	千田川（宮ノ前橋）	1.1	0.5	1.0
	千田川（乙貝橋）	1.1	0.5未満	0.5未満
江田地域	江田川（吐合橋）	0.7	0.7	0.7
	岩原川（春間橋）	1.0	1.2	0.8

## **基本的な取組**

### **1 河川の定期的な水質検査**

本市に菊池川を中心として大小様々な河川があり、美しい景観を形成しています。河川の水質を維持していくために、河川水質検査に加え、直接監視による状況把握などを行う必要があります。

#### (1) 行政の取組

- 水質実態を把握するために河川水質の調査を行います。(環境課)
- 水援隊の活動等、市民参加による河川調査・監視制度を推進します。(環境課)

#### (2) 市民の取組

- 水援隊の活動等、市民参加による河川調査・監視制度に積極的に参加します。
- 河川浄化に係る実践活動に積極的に参加します。

#### (3) 事業者の取組

- 河川浄化に係る実践活動に積極的に参加・協力します。

### **2 安全な飲用水の確保**

地下水という恵まれた資源を未来に引き継ぐためにも、市内の地下水資源について現況を把握する必要があります。また、水道法の適用を受けない飲用井戸の利用については、原則自己責任となることから、必要な情報を周知することが求められます。

#### (1) 行政の取組

- 水道水質検査に関する情報の公表を行います。(水道課)
- 飲用井戸の水質検査を全域で行い、水質状況を把握し、安全な飲用水の確保を図ります。(環境課)
- 熊本県地下水保全条例(平成2年熊本県条例第52号)を周知し、採取量調査に協力します。(環境課)

#### (2) 市民・事業者の取組

- 飲用井戸を利用する場合は、定期的な水質検査を実施します。
- 節水に努め、水の無駄遣いをしません。

### **3 生活排水対策の推進**

生活排水等を直接河川に流さないことが、良い水質を維持していくことにつながります。今後も汚水処理施設の接続率の向上に向けて取り組む必要があります。

#### (1) 行政の取組

- 公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域内において、未接続の建築物の所有者に対し水洗化の促進を図ります。(下水道課)
- 公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域外において、浄化槽設置整備事業を活用した普及促進及び補助制度の推進に努めます。(下水道課)

■公共下水道及び農業集落排水施設の適正な維持管理に努めます。

(下水道課)

#### (2) 市民・事業者の取組

■公共下水道や農業集落排水施設への接続を進めます。

■浄化槽設置に対する補助を活用し、浄化槽の導入を進めます。

■浄化槽の適切な保守点検及び清掃等を行います。

■油・薬品が河川等に流失しないよう適正に管理します。

### 4 事業所排水対策の推進

生活排水と同様に事業所排水に関しても適切に処理を行い、美しい河川を維持していくことが求められます。また、事業所排水の苦情に対しては、関係機関と連携して対応する必要があります。

#### (1) 行政の取組

■水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）や県条例に基づく規制対象工場・事業所、畜舎等の排水対策について、関係機関と協力して必要な指導等を行います。 (環境課)

#### (2) 事業者の取組

■水質に大きな影響を与える可能性のある工場排水については、自主的な配慮を行うとともに、行政の指導に協力します。

■水質汚濁防止法や県条例に基づく規制対象工場・事業所では、法令を遵守し行政による排水調査と指導に協力します。

### 5 河川流水の円滑化及び水質浄化

河川の水質を維持していくためには、流水の円滑化対策を講ずる必要があります。

#### (1) 行政の取組

■土砂等の堆積で流水に支障を来たしている水路の浚渫等、流水の円滑化及び河川浄化対策を推進します。 (建設課・農林整備課)

#### (2) 市民・事業者の取組

■河川への不法投棄は行いません。

■河川浄化に係る清掃活動に積極的に参加・協力します。

## Ⅱ－２ きれいな空気を守る

### (1) 大気環境

県は、本市域における大気の大気環境基準の達成状況を把握するため、平成9年度より山鹿健康福祉センターで大気汚染の常時観測を行っており、このデータは1時間ごとにインターネットで公開され、誰でも見るすることができます。環境指標項目は、県内全ての測定局で光化学オキシダントの数値が環境基準値を超えており、全国的にもほとんど達成できていないため、国が広域的な取組を行っています。本市では光化学スモッグ注意報等の発令に備え、連絡体制を整えています。

■山鹿市の大気質の環境基準達成状況（結果）

環境指標項目	大気質の環境基準 (評価基準)	R2年度 測定値	達成 状況
二酸化窒素	年間の日平均値の98%値が 0.06ppm以下	0.009ppm	○
浮遊粒子状 物質	年間の日平均値の2%除外値 が0.1mg/m <sup>3</sup> 以下	0.045mg/m <sup>3</sup>	○
光化学 オキシダント	昼間(5～20時)の1時間値 が0.06ppm以下	0.085ppm	×
微粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下	14μg/m <sup>3</sup>	○
	年間の日平均値の98%値が 35μg/m <sup>3</sup> 以下	35.3μg/m <sup>3</sup>	×

### (2) におい環境

本市のにおい環境は、住宅地の拡大に伴い既存の農業施設(畜産)等やばい煙発生施設からの悪臭、野外焼却行為に伴う悪臭苦情等が毎年数件発生しており、悪臭苦情があった際には関係機関と協力して指導や改善要請を行っています。また、畜産に起因する悪臭の発生を抑制するために、堆肥舎の建設の推進を行っています。

### 基本的な取組

#### 1 大気汚染防止対策(自動車、事業所)

大気汚染を防止するため、自動車や事業所からの排ガスを削減するための取組を進める必要があります。この取組は温室効果ガスの排出削減にもつながります。また、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に定めるばい煙発生施設は、県への届出が必要です。なお、野外焼却に関しても、引き続き啓発活動や必要な指導を行うことが求められます。

#### (1) 行政の取組

- 廃棄物処理法に基づき、野焼きに関する指導及び啓発を行います。(環境課)
- 必要に応じて県が実施する大気等の調査結果を公表します。(環境課)

#### (2) 市民の取組

- 自動車のアイドリングや急加速を避ける、減速時は早めにアクセルを離すなど、エコドライブを徹底します。

- 徒歩や自転車、公共交通機関等を可能な限り利用し、マイカー使用を抑制するよう努めます。
- 自動車を買う際には、電気自動車や燃料電池自動車などのクリーンエネルギー車や、ハイブリッド車などの燃費基準達成車・低排出ガス認定車を選ぶように努めます。
- 周辺住民の迷惑となるような悪臭（野焼き等）が発生しないように配慮します。

### （3）事業者の取組

- 自動車のアイドリングや急加速を避ける、減速時は早めにアクセルを離すなど、エコドライブを徹底します。
- 通勤時のノーマイカーデーなどを促進します。
- 自動車を買う際には、電気自動車や燃料電池自動車などのクリーンエネルギー車や、ハイブリッド車などの燃費基準達成車・低排出ガス認定車を選ぶように努めます。
- 悪臭・騒音・排ガス・排水など定期的に検査を行い、周辺環境に配慮した運転管理をします。
- 法令対象外であっても、大気環境に大きな影響を与えるおそれのある活動を行う場合は、行政の要請に協力します。
- ばい煙発生施設は、法律に基づく濃度測定を行い、必要に応じて改善します。

## 2 悪臭防止対策（家畜ふん尿等）

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）では特定悪臭物質の基準が定められていますが、事前の届出の必要はなく、苦情が発生した際に対応することとなります。畜舎やばい煙発生施設からの悪臭苦情に関しては、関係機関と連携した対応が求められます。

### （1）行政の取組

- 悪臭防止法や県条例に基づき、工場・事業所への指導を行います。 （環境課）
- 畜産に起因する悪臭の発生抑制のため、家畜の適正な飼養衛生管理を指導します。 （農業振興課）

### （2）市民の取組

- ペット等の排泄物を適正に処理します。

### （3）事業者の取組

- 悪臭防止法や県条例に基づく規制や指導を遵守します。
- 畜産排泄物を適切に処理します。

## Ⅱ－３ 自然の営みが聞こえる音環境を守る

騒音の発生源としては、工場・事業所の操業、建設工事・作業等に伴うもの、自動車、近隣の家庭等からのペットや家電製品等によるものなどがあります。

騒音の苦情は毎年数件発生しており、苦情を受け付けた際には原因者に対して改善の要請等を行っています。しかし、法律や条例の規制対象外のケースなど、対応に苦慮することもあり、関係機関と連携し、解決策を探っていくことが重要です。

自動車騒音については、平成 24 年度に県から権限移譲され、本市において継続的に常時監視調査（面的評価）を実施しています。平成 28 年度から令和 2 年度までの調査結果は表 1 のとおりです。一部で環境基準（昼間 70dB 以下、夜間 65dB 以下）を超過している地域がありましたが、全体を見ると、騒音基準達成率は目標値を達成しました。今後も常時監視調査を引き続き実施し、国や県、道路管理者等との連携の下、自動車交通騒音低減の対策を進める必要があります。

### 基本的な取組

#### 1 騒音・振動対策（事業者、自動車）

騒音規制法、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）及び県条例に基づき、事業活動に伴う特定施設や特定作業の届出を受け付けています。事業者には法や条例に基づく基準を遵守する義務があるため、広く周知する必要があります。

##### （１）行政の取組

■騒音規制法、振動規制法及び県条例の対象となる騒音特定建設業者及び騒音特定施設への指導を実施します。（環境課）

##### （２）市民の取組

- 周辺住民の迷惑となるような騒音が発生しないように配慮します。
- 自動車やバイクの違法改造・空ふかしは行いません。

##### （３）事業者の取組

■法令を遵守して、建設作業や特定施設から発生する騒音（振動）の発生抑制に努めます。

(表1) 自動車騒音常時監視調査(面的評価)結果(平成28年度から令和2年度実施結果)

調査路線名	路線番号	環境基準の類型(※1)	車線数	道路種別(※2)	調査年度	基準値(db)		総家屋数	評価対象戸数(戸)	上段:環境基準達成率(%)			
						昼間	夜間			下段:環境基準達成戸数(戸)			
										昼・夜とも基準値内	昼のみ基準値内	夜のみ基準値内	昼・夜とも基準値超過
国道3号	3	C	2	3	2017	70	65	214	214	46.7%	5.1%	0.0%	48.1%
										100	11	0	103
	3	C	2	3	2017	70	65	338	338	66.3%	26.6%	0.0%	7.1%
国道325号	325	B	2	3	2017	70	65	659	659	99.4%	0.2%	0.0%	0.5%
										655	1	0	3
	325	C	2	3	2017	70	65	45	45	97.8%	0.0%	0.0%	2.2%
国道443号	443	C	2	3	2018	70	65	63	63	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
										44	0	0	1
	443	C	2	3	2017	70	65	38	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
大牟田植木線	3	C	2	4	2018	70	65	31	31	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
										38	0	0	0
	3	C	2	4	2019	70	65	55	55	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
日田鹿本線	9	C	2	4	2019	70	65	18	18	99.5%	0.0%	0.5%	0.0%
										215	0	1	0
	9	C	2	4	2019	70	65	216	216	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
黒木鹿北線	13	C	2	4	2017	70	65	53	53	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
										53	0	0	0
	13	C	2	4	2019	70	65	161	161	90.1%	0.0%	9.9%	0.0%
玉名山鹿線	16	C	2	4	2019	70	65	15	15	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
										145	0	16	0
	16	C	2	4	2020	70	65	41	41	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
菊池鹿北線	18	C	2	4	2020	70	65	79	79	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
										79	0	0	0
	18	C	2	4	2020	70	65	200	200	98.0%	0.0%	0.0%	2.0%
熊本菊鹿線	37	C	2	4	2016	70	65	56	56	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
										56	0	0	0
	37	C	2	4	2018	70	65	229	229	99.1%	0.9%	0.0%	0.0%
山鹿植木線	55	C	2	4	2018	70	65	84	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
										227	2	0	0
	55	C	2	4	2016	70	65	13	13	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
岩野黒木線	127	C	2	4	2018	70	65	151	151	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
										13	0	0	0
	127	C	2	4	2017	70	65	151	151	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
幸川鹿本線	138	C	2	4	2019	70	65	140	140	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
										140	0	0	0
	138	C	2	4	2016	70	65	173	173	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
鹿本松尾線	196	C	2	4	2016	70	65	256	256	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
										256	0	0	0
	196	C	2	4	2018	70	65	13	13	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
津留鹿本線	197	C	2	4	2018	70	65	58	58	98.3%	0.0%	0.0%	1.7%
										57	0	0	1
	197	C	2	4	2020	70	65	105	105	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
畑中山鹿線	200	C	2	4	2020	70	65	16	16	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
										105	0	0	0
	200	C	2	4	2020	70	65	131	131	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
方保田山鹿線	301	C	2	4	2019	70	65	609	609	99.2%	0.8%	0.0%	0.0%
										130	1	0	0
	301	C	2	4	2019	70	65	609	609	99.8%	0.0%	0.2%	0.0%
竜門菰田線	315	C	2	4	2016	70	65	49	49	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
										608	0	1	0
	315	C	2	4	2016	70	65	49	49	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※1.「環境基準の類型」…環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく騒音にかかる環境基準。なお、B類型は主として、住居の用に供される土地、C類型は相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される土地、または都市計画法で定める用途地域以外の地域が対象となる。

※2.「道路種別」…道路種別コードのこと。3は一般国道、4は主要地方道(都道府県道)を表す。

## 人の温もりと文化の香る快適なまちをつくる

本市には、先人が長い年月をかけて守り、築き上げてきた歴史的・文化的遺産が多数あり、温泉資源や美しい農村景観、豊かな水辺等と相まって、独自の山鹿らしさを醸し出しています。こうした環境の中で暮らす私たちは、知らず知らずのうちに心や暮らしに潤いや安らぎをもたらされています。

また、山鹿市、玉名市、菊池市、和水町の4市町は県の協力の下に、菊池川流域の豊かな水がもたらした「二千年にわたる米作り」をテーマにストーリーを作成し、平成29年4月に日本遺産に認定されました。

そこで、私たちはこのような貴重な環境資源を暮らしの中から再認識し、その保全と創造を目指します。

「人の温もりと文化の香る快適なまちをつくる」ために3つの取組を進めます。

取組の方向性Ⅲ-1

温もりのある美しいまちをつくる

取組の方向性Ⅲ-2

歴史・文化の香り高いまちをつくる

取組の方向性Ⅲ-3

人々が集う潤いのある水辺空間をつくる



■千人灯籠踊り

## Ⅲ－１ 温もりのある美しいまちをつくる

### (1) 緑地・公園

市北部は、東部県境の国見山をはじめ地域全体が標高 300m から 900m の山々に囲まれ、また東部は八方ヶ岳・三国山等標高 1,000m 級の山々が連なり、これらの山々を源にした河川が丘陵地や盆地に広がる田園を潤す等、豊かな自然景観が広がっています。

市街地には都市公園が点在しているほか、キャンプ施設やテニスコート等が整備された多目的な農村公園（一本松公園等）や、ゆうかファミリーロード（自転車専用道）が整備され、市民の憩いの場となっています。

### (2) 美しくゆとりある都市空間

美しい自然と歴史的な遺産が調和した特徴のある景観を保存し、潤いのある魅力的なまちづくりを進めるために山鹿市景観条例に基づき、景観の保全・形成に努めています。

市民と行政の協働で美しいまちなみ景観形成に向けた取組が行われており、平成 24 年度には建設当時（明治 5 年）の姿を再現した「さくら湯」の開湯により、豊前街道山鹿温泉<sup>かいわい</sup>界隈は地域に根ざした落ち着いた沿道景観が形成されています。

## 基本的な取組

### 1 都市内緑地の保全と緑化の推進

山鹿市都市計画マスタープランの緑地・公園の整備方針に沿って、自然・緑地の保全と有効活用、緑の質的充実を図る必要があります。

#### (1) 行政の取組

- 地区計画制度や開発許可制度などの土地利用に関する規制・誘導により緑地の保全を図ります。  
(都市計画課)
- 公園、広場等の整備及び維持管理にあたっては、周辺環境と調和した緑地の保全に努めます。  
(都市計画課)
- 景観形成誘導地区については、沿道景観を考慮した法面緑化に努めます。  
(建設課)
- 工場新設時等に敷地内の緑化推進を呼びかけます。  
(商工観光課)

#### (2) 市民の取組

- 生け垣の新設による緑化に努めます。
- 植栽、グリーンカーテン、花壇やプランターによる緑化に努めます。

#### (3) 事業者の取組

- 土地利用に関する規制・誘導に鑑みた工場等の整備に努めます。
- 植栽、グリーンカーテン、花壇やプランターによる緑化に努めます。

## 2 美しいまちなみ景観の整備

山鹿市景観計画に基づき、本市全域の景観の保全と、特定地区での個性ある地区景観の保全に取り組んでいます。特に景観形成重点地区である八千代座を中心とする豊前街道沿いの地域は、山鹿の歴史的情緒を今に伝える都市空間として、景観形成を図る必要があります。

また、市内各地で空き地や空き家等の管理に関する苦情が寄せられています。景観を乱し、周囲の生活環境にも影響を与えることから、それぞれの条例に基づく対応が求められます。

### (1) 行政の取組

- 豊前街道限界を中心とした歴史的な街なみ環境を有するエリアやその周辺地域において、市民や来訪者が安らぎを感じる広場の整備を推進します。(都市計画課)
- 空き家等の適正な管理について啓発・指導を行い、倒壊等のおそれのある特定空き家等の除却を促進します。(防災監理課)
- 広報紙等により空き地の適正管理を啓発し、雑草が繁茂した空き地については、所有者や管理者へ必要な指導を行います。(環境課)

### (2) 市民・事業者の取組

- 家庭や地域において、良好な景観の形成に努めます。
- 樹木の適正管理に努めます。
- 所有する空き地は、定期的な雑草の除去などを行い、適正に管理します。
- 所有する空き家等は、当該物件を良好な状態を維持するよう適正に管理します。



■ さくら湯

## Ⅲ－２ 歴史・文化の香り高いまちをつくる

### （１）菊池川流域日本遺産

菊池川流域には古代から受け継がれた史跡や、にぎやかな祭り、豊かな食など、二千年にわたる米作りによる大地の記憶が残っています。日本遺産の認定を機に流域の４市町が協力し、イベントや観光などの取組を進めています。

### （２）文化財

本市には、国指定のチブサン古墳（史跡）や八千代座（建造物）をはじめ、多くの史跡、かけがえのない天然記念物のほか、民俗文化財等の有形、無形文化財が残されており、特に貴重なものは指定・登録（国指定 11 件、県指定 19 件、市指定 159 件、国登録 12 件、計 201 件）され、共有の財産として魅力の一つになっています。

### （３）歴史的まちなみ

市街地を南北に走る豊前街道は、豊前・小倉へ通じる街道として肥後熊本藩の参勤交代のルートともなっていました。街道沿いには古いまちなみや歴史的建物も多く、古くからの小路が昔のままの姿を残し、小路の入口を表す地名が今も多く残っています。

鞠鹿地域の太田川には、県最古の石橋「洞口橋」があるほか、市内には 31 か所（「乙貝橋」は市外へ移築）の石橋が残っています。

## 基本的な取組

### 1 歴史・文化資源の保全・伝承・学習

貴重な文化財の適切な管理と保存、活用を継続的に進め、文化財愛護精神の高揚を図るとともに、伝統芸能や伝統行事等については、後継者を育成し伝承することが求められています。そのためには市民が歴史・文化資源を学び、理解を深めることが重要です。

#### （１）行政の取組

- 本市の歴史・文化・環境を学ぶための学習会等を開催します。（社会教育課）
- 史跡の適切な維持管理を図ります。また、伝統芸能の保存継承の支援を行います。（社会教育課）
- 埋蔵文化財包蔵地での開発等に際しては、開発者に対し県への届出を徹底するため、遺跡に関する情報提供、保護措置、発掘調査等の各種事前相談を実施します。（社会教育課）
- 指定史跡等の保存と活用のための整備を進めます。（社会教育課）
- 山鹿灯籠踊りや山鹿灯籠・来民うちわ制作などの伝統文化の伝承を図るため、後継者の育成に努めます。（商工観光課）

#### （２）市民の取組

- 地域の歴史・文化の理解を深め、保全と継承に努めます。

- 歴史的資源とのふれあいを自主的に進めるとともに、情報発信に努めます。
- 伝統的芸能行事等の伝承のために、市民の立場から積極的に協力します。

### (3) 事業者の取組

- 地域の歴史・文化の理解を深め、保全と継承に努めます。
- 地域のシンボルとなる史跡や歴史的まちなみの保存に協力します。
- 埋蔵文化財包蔵地での開発等にあつては、本市等が提供する情報や支援を活用し、適切な手続きを行います。

## 2 歴史・文化資源を活用したまちづくり

価値ある歴史・文化資源を生かし、まちづくりやにぎわいの創出に活用する必要があります。ボランティア団体との連携やハードとソフトの両面を生かす取組が求められます。

### (1) 行政の取組

- ウェブサイトやSNSを活用し、歴史的資源の情報発信に努めます。 (商工観光課)
- 山鹿旅先案内人の会や日本遺産ガイドなどの観光ボランティア団体と連携し、歴史的魅力を伝える案内活動の促進を図ります。 (商工観光課)
- 豊前街道沿いの空き店舗等の利活用を図るため、創業・開業支援に努めます。 (商工観光課)
- 歴史的・文化的拠点や豊前街道沿道の指定建造物等のまちなみを結ぶネットワークを構築し、観光面でも活用できるやすらぎのある空間形成に努めます。 (商工観光課・都市計画課)

### (2) 市民の取組

- 地域案内を行うボランティア運動に積極的に参加・協力します。

### (3) 事業者の取組

- 山鹿灯籠の振興を図るため、山鹿灯籠振興会による後継者育成や原材料確保、需要開拓及び新商品開発などに取り組みます。
- 事業者の立場から地域案内を行うボランティアへ支援を行います。

### Ⅲ－３ 人々が集う潤いのある水辺空間をつくる

#### 水辺空間

菊池川を本流として、岩野川、上内田川、吉田川、木野川、千田川等の支流が菊池盆地をはじめ、水田地帯を潤して豊かな水辺を形成しています。市民が水に親しむ場所として、鍋田水遊び公園、蒲生の池公園、一つ目公園及び下中河川公園等があります。また、菊池川中流部にある道の駅水辺プラザかもとは、天然温泉や物産館が併設された水辺公園として整備されており、市内外を問わず多くの方が利用されています。

市内河川の整備に当たっては、多様な生き物の生息・生育環境の整備・保全等に配慮し、潤いとふれあいのある水辺環境を創出するよう努めています。

#### 基本的な取組

##### 1 安全で快適な水辺環境づくり・親水性の向上

河川は身近で日常的に接することができる自然環境の一つです。安全で快適な水辺環境を守るため、河川や河川公園の定期的な除草や美化活動を行い、市民が水と親しめるような環境づくりを継続する必要があります。

##### (1) 行政の取組

- 市民と連携した河川美化を推進します。 (環境課)
- 河川堤防等の定期的な除草を行います。 (建設課)
- 河川公園を適切に管理します。 (都市計画課)
- 菊池川水系を本市の緑地軸として、市民に親しまれる散歩路やレクリエーション機能を有する河川景観保全に努めます。 (建設課・都市計画課)
- 自然環境に配慮した河川・ため池の保全に努めます。 (建設課・農林整備課)

##### (2) 市民・事業者の取組

- 河川や水路等への不法投棄は行いません。
- 河川美化活動に積極的に参加します。

## 市民力をあわせて地球温暖化対策に取り組む

(地球温暖化対策地方公共団体実行計画・区域施策編)

近年、地球温暖化はかつてない速度で進んでおり、国際社会が一丸となってCO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいかなければ、熱波や豪雨などの異常気象、海水面の上昇、食糧生産量の低下、伝染病の流行、野生生物の大量絶滅など、自然環境・生活環境に重大な影響が及ぶと指摘されています。

地球温暖化対策は、国、都道府県及び市区町村が、それぞれの行政事務の役割、責務を踏まえ、相互にそして密接に連携し、施策を展開してこそ効果が期待できることから、地方公共団体の役割の重要性は高まってきています。そこで、国、県と歩調を合わせ、引き続き地球温暖化対策に取り組むこととします。

当該基本目標IVの部分を、地球温暖化対策推進法第21条第3項に基づく、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として位置づけます。前期計画では、市全体の温室効果ガス排出量算定ができていなかったため、具体的な削減目標も定めていませんでした。これを改め、今回の計画から国・県の資料などを用いて温室効果ガス排出量を算定し、削減目標を定め、この削減目標の達成のため、必要な対策を講じます。

「市民力をあわせて地球温暖化対策に取り組む」ために3つの取組を進めます。

取組の方向性IV-1

温室効果ガス排出削減を目指す

取組の方向性IV-2

省エネルギー型ライフスタイルを定着させる

取組の方向性IV-3

再生可能エネルギーを利用する



■ 市役所庁舎屋上の太陽光発電設備

## IV-1 温室効果ガス排出削減を目指す

### (1) 地球温暖化の原因

地球温暖化の原因と考えられている温室効果ガスには様々なものがあります(右表)。中でもCO<sub>2</sub>はもともと排出量が多く、温暖化への影響が大きいものです。

現在、地球の平均気温は14℃前後ですが、温室効果ガスがなければマイナス19℃程度になると言われています。太陽から地球に降り注ぐ光は、大気を素通りして地面を温め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し、大気を暖めています。産業革命以降、化石燃料の使用が増えたことや、産業活動の活発化により温室効果ガスの濃度が増加しました。これに伴い熱の吸収が増えた結果、世界中で気温が上昇し始めています。今後積極的な温暖化対策を行わない場合、21世紀末の世界の平均気温は4℃上昇すると言われており、日本でも大雨の増加や台風の強度が強まるほか、作物や生態系への影響などが懸念されます。

### (2) 国際的取組

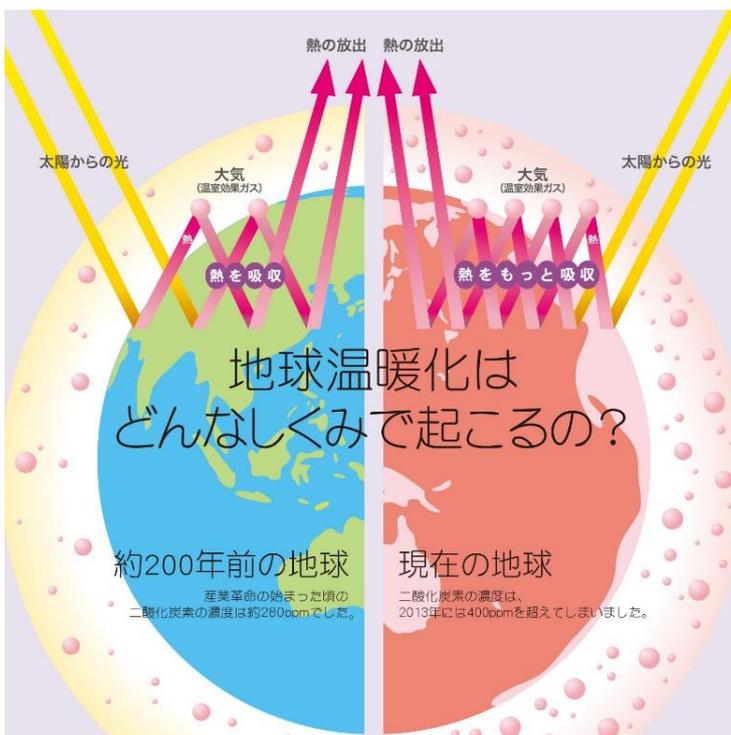
国際的な取組として国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)が開催され、わが国では、平成9年(1997年)に開かれたCOP3地球温暖化防止京都会議の結果を受け、地球温暖化対策推進法が制定されました。

平成27年(2015年)COP21フランス・パリ会議は、2020年(令和2年)以降の温室効果ガス排出量削減に関する国際枠組みを決める極めて重要な会議で、新たな法的枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、『地球の気温

温室効果ガスの種類

温室効果ガス	地球温暖化係数(※)	性質	用途、排出源
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	1	代表的な温室効果ガス	化石燃料の燃焼など。
メタン(CH <sub>4</sub> )	25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	1,430	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど。
パーフルオロカーボン類(PFCs)	7,390	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
六フッ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	22,800	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
三フッ化窒素(NF <sub>3</sub> )	17,200	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど

(※)地球温暖化係数とは、温室効果ガスそれぞれの温室効果の程度を示す値です。ガスそれぞれの寿命の長さが異なることから、温室効果を見積もる期間の長さによってこの係数は変化します。ここでの数値は、京都議定書第二約束期間における値になります。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

上昇を2℃より「かなり低く」抑え、1.5℃未満に抑えるための取り組みを推進する。』と盛り込まれ、その他、具体的な取り決めにより、世界各国が温暖化対策を推進するに至っています。

その後、気温上昇を1.5℃に抑える排出経路等についてとりまとめた、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）「1.5℃特別報告書」が平成30年（2018年）10月に作成されました。同報告書では、地球温暖化を1.5℃に食い止めるためには、土地、エネルギー、産業、建築、輸送、都市のそれぞれで「急速かつ広範な」移行が必要となり、全世界の人為的なCO<sub>2</sub>排出量は、令和12年（2030年）までに平成22年（2010年）の水準から約45%減少させ、令和32年（2050年）頃に「正味ゼロ」を達成する必要があると警告しています。

### （3）国が目指す脱炭素社会

国の取組の方向性として、令和2年（2020年）10月に、国内における「2050年カーボンニュートラル」＝「脱炭素社会」を目指すことが宣言され、令和3年（2021年）4月の気候サミットにおいて、令和12年度（2030年度）の削減目標について平成25年度（2013年度）比で46%削減を目指すことを宣言するとともに、さらに、50%の高みに向け、挑戦し続けることが表明されました。

さらに、令和3年（2021年）5月には、令和32年（2050年）まで

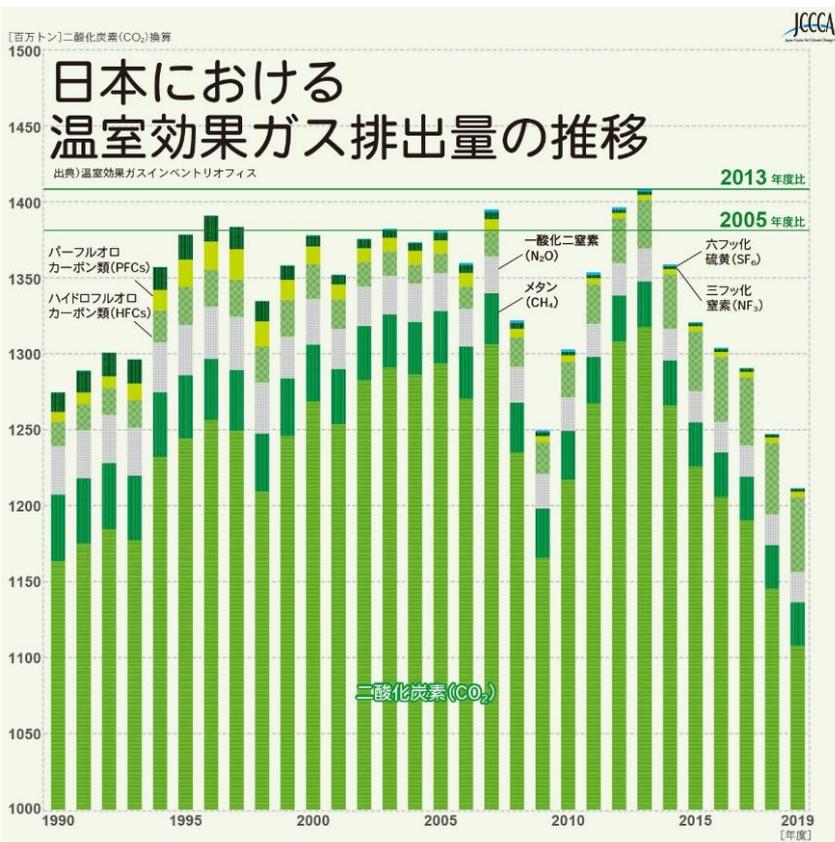
## 日本への影響は？

2100年末に予測される日本への影響予測  
(温室効果ガス濃度上昇の最悪ケース RCP8.5、1981-2000年との比較)

気温	気温	3.5～6.4℃上昇
	降水量	9～16%増加
	海面	60～63cm 上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂浜	83～85%消失
	干潟	12%消失
水資源	河川流量	1.1～1.2倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育可能な地域の消失～現在の7%に減少
	ブナ	生育可能な地域が現在の10～53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
	タンカン	作付適地が国土の1%から13～34%に増加
健康	熱中症	死者、救急搬送者数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約4割から75～96%に拡大

出典：環境省環境研究総合推進費 S-8 2014年報告書

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

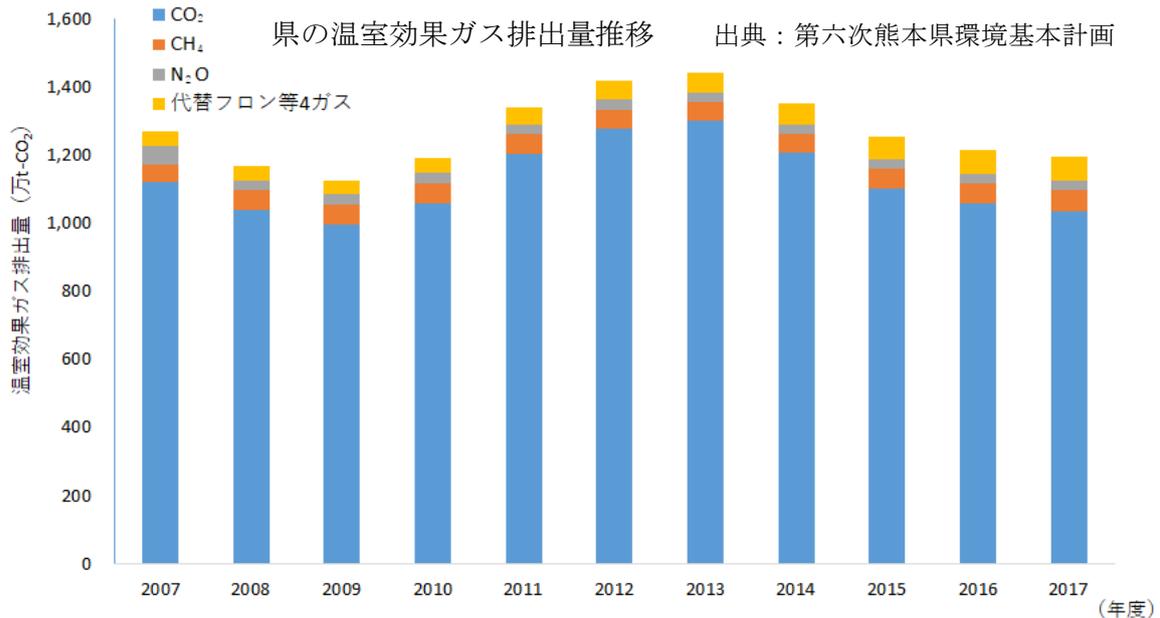


出典：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

の脱炭素社会の実現が地球温暖化対策推進法の基本理念に盛り込まれました。

#### (4) 県の温室効果ガス排出量の現状、削減目標

令和元年（2019年）12月、県は国に先駆けて「令和32年（2050年）までに『県内CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロ』を目指す」ことを宣言しました。また、令和3年（2021年）7月には第六次熊本県環境基本計画（以下「県基本計画」という。）を策定し、県基本計画の第3編及び第4編第1章「ゼロカーボン社会・くまもとの推進」については、地球温暖化対策推進法に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として位置づけられました。



県の温室効果ガス排出量は、平成25年度（2013年度：基準年度）の1,439.8万t-CO<sub>2</sub>をピークに4年連続で減少しており、平成29年度（2017年度）の排出量は1,193.9万t-CO<sub>2</sub>と、基準年度比で17.1%減少しています。

県基本計画の中で、「2050年ゼロカーボン社会・くまもと」の実現に向けては、県民一人一人がそれぞれの立場で日々の生活、仕事などあらゆる場面において環境負荷の少ない行動に変える選択（行動変容）を進めていくことが必要だと述べられており、これに向けて、4つの戦略（省エネの推進、エネルギーシフト、電気のCO<sub>2</sub>ゼロ化、その他のCO<sub>2</sub>の実質ゼロ化）を定め、取り組むこととされています。

さらに、県内では、平成24年（2012年）の九州北部豪雨や平成28年（2016年）の熊本地震、そして球磨川流域を中心に大きな被害をもたらした「令和2年7月豪雨」など、この数年で大規模な災害を経験しました。全国で頻発する豪雨の背景には、地球温暖化の影響があると言われています。これらの経験を踏まえ、特に、熊本県のあるべき姿として「命を守り、地域を活かすエネルギー利用」により、令和32年（2050年）に「ゼロカーボン社会・くまもと」の実現を目指すことが掲げられています。

具体的な削減目標については、県民、事業者、行政等が共有し、全ての主体が目指すべきものとして、地域特性や温室効果ガスの排出状況、将来推計、今後の削減可能量等も考慮し、次のとおり定められました。

## 県の温室効果ガス排出削減目標

基準年度・・・平成 25 年度（2013 年度）

中間目標年度・・・令和 12 年度（2030 年度）

最終目標年・・・令和 32 年（2050 年）

### 〈 中間目標 〉

**令和 12 年度（2030 年度）までに県内の温室効果ガス排出量の 50%削減<sup>※1</sup>を目指します。**

※1 削減目標の内訳

令和 3 年（2021 年）4 月に開催された気候サミットにおいて、国が「温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けてまいります。」と表明したことを踏まえ、県で見通しを立てた温室効果ガス排出削減（ $\Delta 40\%$ ）に国の更なる追加施策による削減（ $\Delta 10\%$ ）を加え、国と同様に 50%の高みを目指します。

### 〈 最終目標 〉

**令和 32 年（2050 年）までに県内の CO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロ<sup>※2</sup>とします。**

※2 実質ゼロとは、CO<sub>2</sub>排出量を CO<sub>2</sub>の吸収・固定量以下まで削減することを意味します。

### 〈 部門別目標 〉

部 門	現 状 平成 29 年度（2017 年度）	目 標 令和 12 年度（2030 年度）
家庭部門	$\Delta 29.5\%$ (236.3 万 t-CO <sub>2</sub> )	$\Delta 47\%$ (177.7 万 t-CO <sub>2</sub> )
産業部門	$\Delta 16.7\%$ (412.8 万 t-CO <sub>2</sub> )	$\Delta 35\%$ (322.0 万 t-CO <sub>2</sub> )
業務部門	$\Delta 31.1\%$ (180.2 万 t-CO <sub>2</sub> )	$\Delta 57\%$ (112.5 万 t-CO <sub>2</sub> )
運輸部門	+5.0% (246.9 万 t-CO <sub>2</sub> )	$\Delta 27\%$ (171.7 万 t-CO <sub>2</sub> )
廃棄物部門	+20.1% (92.6 万 t-CO <sub>2</sub> )	$\Delta 12\%$ (67.9 万 t-CO <sub>2</sub> )

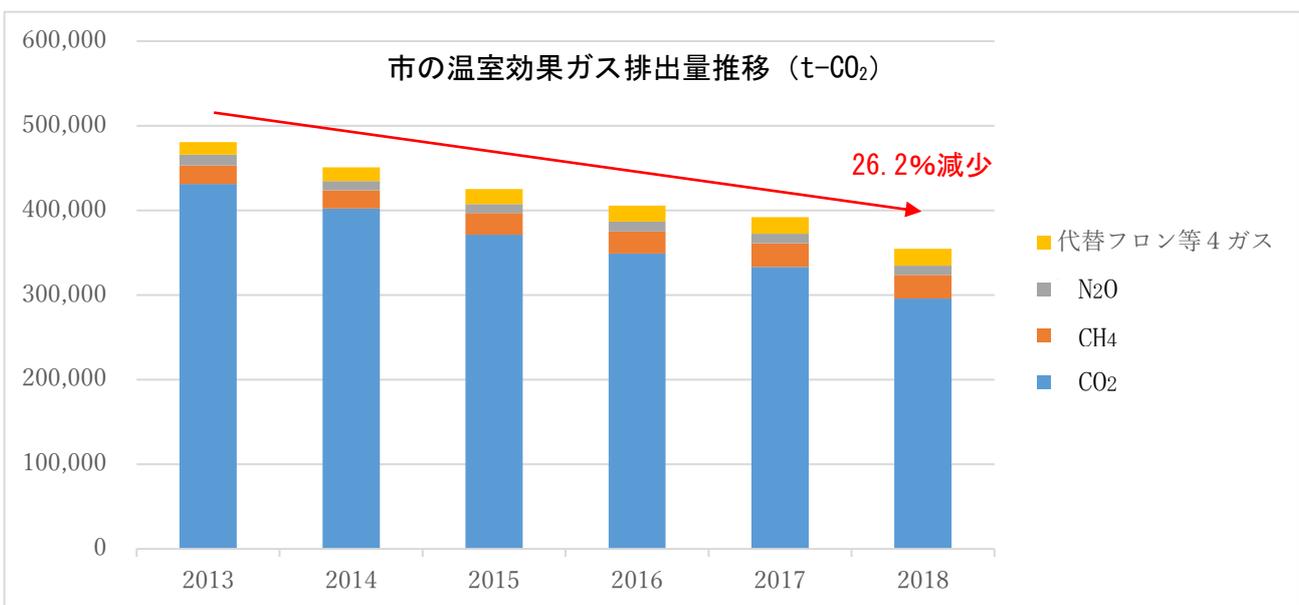
### (5) 本市の温室効果ガス排出量の現状

本市の温室効果ガス排出量については、独自に把握することが困難なため、CO<sub>2</sub>については環境省から提供される「部門別 CO<sub>2</sub>の現況推計」から引用し、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、代替フロン等 4 ガス (ハイドロフルオカーボン類 (HFCs)、パーフルオカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)、三フッ化窒素 (NF<sub>3</sub>)) については、県の排出量を本市の活動量等を用いて案分するなどの方法で算定しました。

平成 25 年度 (2013 年度) を基準として平成 30 年度 (2018 年度) と比較すると、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) については約 31.4%減少しています。これは平成 23 年 (2011 年) 3 月に発生した東日本大震災後に増加した電力の CO<sub>2</sub> 排出係数が大幅に減少したことや、節電の取り組みが定着してきたことによるものと考えられ、温室効果ガス全体でみると、約 26.2%の減少となりました。

本市の温室効果ガス排出量一覧 (t-CO<sub>2</sub>)

年度	合 計	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	メタン (CH <sub>4</sub> )	一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	代替フロン等 4 ガス
H25 (2013)	480,781.2	431,135.2	22,064.9	12,661.2	14,919.9
H26 (2014)	451,049.2	402,146.3	21,508.4	11,080.4	16,314.0
H27 (2015)	425,162.1	371,441.5	25,455.0	10,685.2	17,580.4
H28 (2016)	405,503.1	348,969.4	25,952.0	11,662.0	18,919.7
H29 (2017)	391,964.4	333,258.9	27,688.9	11,362.6	19,654.0
H30 (2018)	354,786.9	295,754.6	27,952.7	10,802.6	20,277.0



## (6) 本市の温室効果ガス排出削減目標の設定

本市の目標設定に当たっては、国・県等の政策方針等を考慮し、平成 25 年度（2013 年度）を基準年度として、第 3 次基本計画が終了する令和 8 年度（2026 年度）までを短期目標とし、令和 12 年度（2030 年度）を計画目標として設定します。目標数値については、県の間目標を基本として設定することとします。

### 本市の温室効果ガス排出削減目標

基準年度・・・平成 25 年度（2013 年度）

短期目標年度・・・令和 8 年度（2026 年度）

計画目標年度・・・令和 12 年度（2030 年度）

#### 〈 短期目標 〉

令和 8 年度（2026 年度）までに市内の温室効果ガス排出量の 35.41%削減を目指します。

基準年度（2013 年度）480,781.2 t-CO<sub>2</sub> → 目標年度（2026 年度）310,536.6 t-CO<sub>2</sub>

※計画目標（△40%）の達成に向けて、必要な削減量を算定。

#### 〈 計画目標 〉

令和 12 年度（2030 年度）までに市内の温室効果ガス排出量の 40%削減を目指します。

基準年度（2013 年度）480,781.2 t-CO<sub>2</sub> → 目標年度（2030 年度）288,468.7 t-CO<sub>2</sub>

県基本計画に基づく各部門（家庭、産業、業務、運輸、廃棄物等）の対策を実施し、部門別目標を達成すると、令和 12 年度（2030 年度）には基準年度比で 40%削減される見通しが立てられています。

本市ではこの数値を最低限達成すべきものとして、計画目標に掲げて取り組んでいきます。

## 基本的な取組

### 1 国及び県の施策への協力

地球温暖化対策及び温室効果ガスの排出削減は、国際社会で取り組むべき課題です。国が目指す「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向けて、本市は国・県の取り組みに歩調を合わせ、必要な協力を行っていくことが求められます。また、全ての市民、事業者が、日常の生活や仕事などあらゆる場面において環境負荷の少ない行動に変えていくことが必要です。

#### (1) 行政の取組

■ 本計画を基に国や県の施策と歩調を合わせ、温室効果ガスの排出削減に取り組みます。（全課）

■ 国や県が発表する各種調査結果や地球環境問題等、環境に関する情報の収集に努めます。

（環境課）

- 森林による CO<sub>2</sub> 吸収を促進するため、適切な森林整備、企業との協働の森づくりを推進します。  
(農林整備課)

#### (2) 市民の取組

- 地球温暖化に関する情報を積極的に収集し、可能な取組を自主的に進めます。
- 所有する森林は適切な維持管理を行います。

#### (3) 事業者の取組

- 地域環境問題全般に関する学習を進め、可能な取り組みを自主的に進めます。
- 行政と協力し、協働の森づくりを推進します。

## 2 エネルギー消費以外から発生する温室効果ガス排出削減対策

温室効果ガスは、化石燃料の燃焼以外でも発生します。例えばごみを燃やせば、その燃焼に伴って二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) が発生します。また、エアコンや冷蔵庫などの家電製品に使われるフロンガスは、廃棄の際に適切に処分する必要があります。これらの温室効果ガスについても排出削減の対策を行うことが必要です。

#### (1) 行政の取組

- 廃棄物処理施設を効率的に運転することで、発生する温室効果ガスの排出削減に取り組みます。  
(環境課)
- ITを活用し、ペーパーレス化等を推進することで、燃やすごみの削減に努めます。  
(全課)

#### (2) 市民の取組

- ごみの分別に協力し、家庭ごみの削減に努めます。
- 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年 6 月 5 日法律第 97 号。通称家電リサイクル法）等を遵守し、フロンガス等を使用した機器の適正処分を徹底します。

#### (3) 事業者の取組

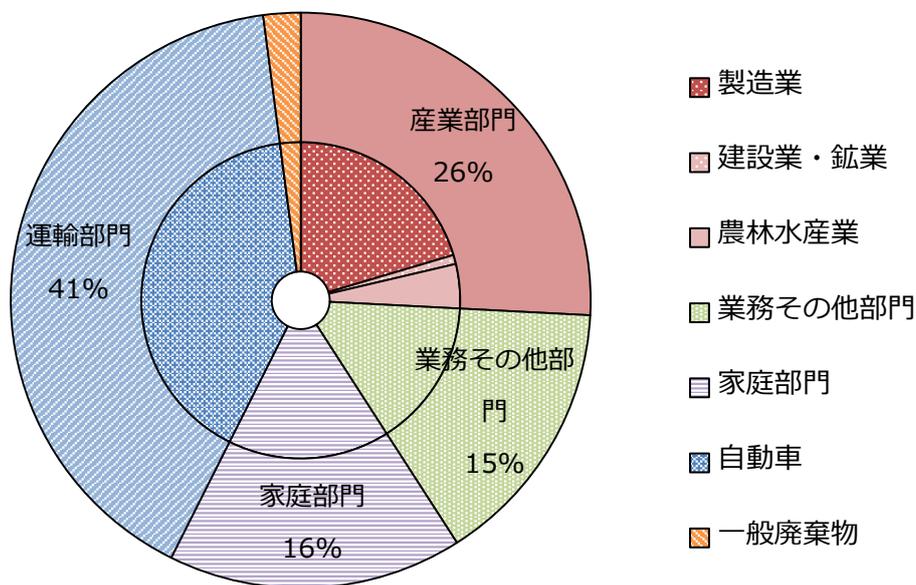
- 事業活動に伴うフロンガスの排出防止に努めます。
- 事業系廃棄物の削減及び適正処分を徹底します。
- ITを活用し、ペーパーレス化等を推進することで、燃やすごみの削減に努めます。

## IV-2 省エネルギー型ライフスタイルを定着させる

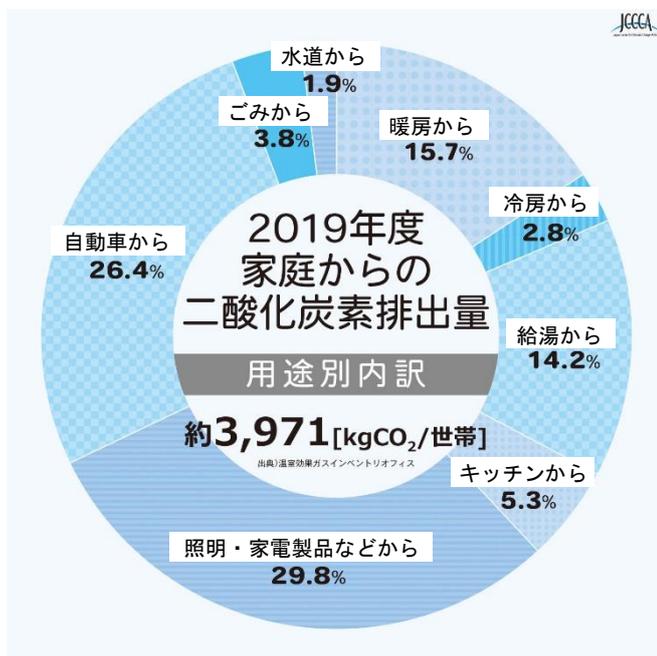
### 省エネルギーに関する取組

エネルギー起源の温室効果ガス排出削減のためには、使用しているエネルギー量を把握し、省エネの可能性を追求するとともに、その結果を踏まえて必要な運用改善や、省エネ性能と費用対効果の高い設備を導入することが重要です。家庭や小規模の企業では、費用や数値の把握など難しい面もありますが、できる範囲で取組を進める必要があります。「ガマンの省エネ」に頼るのではなく、「無理のない省エネ」に行動を変容することが求められます。

平成30年度（2018年度）本市の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量部門別内訳



家庭1世帯当たりからの二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量（全国版）



家庭から、年間約4トンの二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）が排出されています。照明、家電製品からの排出量が最も多く、次いで自動車からの排出が多いという結果です。

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

## 基本的な取組

### 1 省エネルギー行動・機器の普及促進

温室効果ガス排出量を削減するためには、ソフト面とハード面の両方の取組が必要です。日々の省エネを意識し、実践するとともに、住宅や事業所の省エネ性能を向上させるほか、電化製品・事業所設備等についてはエネルギー利用効率が高い省エネ型製品を使用することが求められます。

#### (1) 行政の取組

- 広報紙等を通じて省エネ推進に関わる各種情報を市民に積極的に提供します。 (環境課)
- 事務・事業に伴う省エネのため、環境マネジメントシステムを継続して推進します。 (全課)

#### (2) 市民の取組

- 家電製品の買い替え時には省エネタイプを、照明の交換時には LED 照明に変更するなど、環境に優しい商品を購入します。
- テレビや照明などの家電製品はこまめに電源を切ります。
- 長時間使用しない家電製品はコンセントを抜きます。
- 空調機は暖房 20℃、冷房 28℃を目安に設定します。
- 住宅新築・改築時は ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の導入を検討します。
- 家族が家にいる時はなるべく同じ部屋で過ごします。
- グリーンカーテンやよしず・すだれなどを利用して、空調機を効果的に使用します。
- 地球温暖化や省エネに関することについて幅広く学習します。

#### (3) 事業者の取組

- 省エネ推進に関わる各種情報を積極的に収集し、自主的な配慮を進めます。
- 看板照明や屋外灯は減灯や深夜消灯するなど、不必要な使用を控えます。
- 空調機は暖房 20℃、冷房 28℃に設定します。
- グリーンカーテンやよしず・すだれなどを利用して、空調機を効果的に使用します。
- 事業所等の新築・改築時は ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の導入を検討します。
- 熊本県地球温暖化の防止に関する条例 (平成 22 年熊本県条例第 16 号) に基づく事業活動温暖化対策を実施します。

### 2 省エネルギー型自動車交通の推進

自動車から排出される温室効果ガスの排出削減に向けては、「ハイブリッド自動車」「電気自動車」「燃料電池車」「天然ガス自動車」などのエコカーへ転換することが方法の一つですが、一般的なガソリン車などに比べると価格が高いなどのデメリットがあります。しかし、EU 諸国では今後十数年以内にガソリン車の販売禁止を表明するなど、世界的に脱炭素の動きが加速しています。日本もこの動きに追従するとみられ、将来的には新車で販売される全ての自動車が電気自動車などへ変わるものと思われま

しかし、現在使用しているガソリン車でも、運転の仕方 (エコドライブ) によって温室効果ガス排出量を抑えることができます。また、積極的に公共交通機関を利用することも排出削減につながり

ます。

(1) 行政の取組

- 山鹿市地域公共交通網形成計画に基づき、利用しやすい・利用したくなる公共交通の実現を目指します。(地域生活課)

(2) 市民の取組

- アイドリングや急加速を避け、減速時は早めにアクセルを離すなど、エコドライブを徹底します。
- 徒歩や自転車、公共交通機関等を可能な限り利用するとともに、乗り合わせを行うなど、マイカー使用を抑制するよう努めます。
- 自動車を買う際には、電気自動車や燃料電池自動車などのクリーンエネルギー車や、ハイブリッド車などの燃費基準達成車・低排出ガス認定車を選ぶように努めます。

(3) 事業者の取組

- アイドリングや急加速を避け、減速時は早めにアクセルを離すなど、エコドライブを徹底します。
- 通勤時のノーマイカーデーなどを促進します。
- 自動車を買う際には、電気自動車や燃料電池自動車などのクリーンエネルギー車や、ハイブリッド車などの燃費基準達成車・低排出ガス認定車を選ぶように努めます。

### 3 行政の率先行動

市民や事業者には、省エネに向けた自主的かつ積極的な取組を求めるに当たっては、本市自らが事業者として率先的に省エネに取り組むことで、市民や事業者の行動に波及していくことが期待されます。

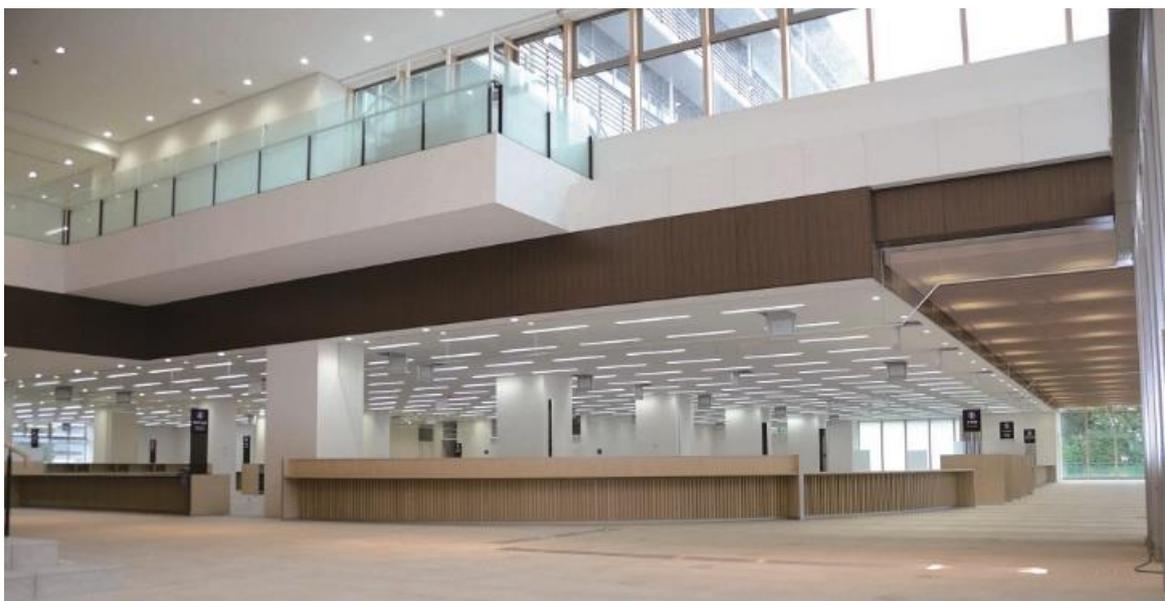
本市ではこれまで、環境マネジメントシステムにおいて継続して事務・事業にかかるエネルギー消費量を算出し、省エネに取り組んできました。また、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第16条に基づき、年1回のエネルギー使用状況の定期報告と、熊本県地球温暖化の防止に関する条例の事業活動温暖化対策計画書制度に基づく温室効果ガス排出量削減に向けた取組状況等の報告が義務付けられています。本市も温室効果ガスを排出する事業者として、率先した取り組みが必要です。

本市の事務・事業にかかる二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )排出量(t-CO <sub>2</sub> )	
平成25年度(2013年度)	令和2年度(2020年度)
11,765.7	9,208.8(△21.7%)

(1) 行政の取組

- 事務・事業に伴う省エネのため、環境マネジメントシステムを継続して推進します。(全課)
- 公共施設の新設及び改修時には、積極的に省エネ・再生可能エネルギー設備の導入を推進します。(全課)
- 行政活動に伴う廃棄物の分別再利用等を徹底します。(全課)

- I Tを活用し、ペーパーレス化等を促進することで燃やすごみの削減に努めます。 (全課)
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。通称「グリーン購入法」）に基づき、エコマーク認定商品等の使用を推進します。 (全課)



■ 市役所内部（LED 照明の設置）

### IV-3 再生可能エネルギーを利用する

#### 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーとは、石油や石炭、天然ガスといった有限のものとは違い、太陽光や風力、水力、地熱といった自然界に常に存在するエネルギーのことです。主に発電に利用されますが、その大きな特徴は「枯渇しない」「どこにでも存在する」「温室効果ガスを排出しない（増加させない）」の3点です。本市の累計導入量をみると、太陽光発電と、県が上内田川の上流に設置している水力発電所のみとなっています。

平成21年（2009年）から始まった余剰電力買取制度は、平成24年（2012年）にFIT（固定価格買取制度）に移行され、太陽光発電は大幅に増加しました。住宅用の太陽光発電については、平成21年度（2009年度）から平成26年度（2014年度）までの6年間にわたって、本市が設置費用の補助を行ったことなどから、合計957件、公称最大出力4,732kWが設置されました。補助を行っていない現在も家庭用、事業用ともに太陽光発電は増え続けています。しかし、近年全国的に事業用の設備設置に関して、地元住民とのトラブル等も発生しています。中でもメガソーラーと言われる出力1,000kW以上の大規模な施設は、周辺への影響も大きいことから、県では事業者・市との3者協定を結び、環境問題や災害等のトラブルを未然に防止できるよう取り組んでいます。

県内の再生可能エネルギー導入可能量は、国の調査結果によると県内のエネルギー消費量の最大約1.6倍程度を賄える可能性があります。本市でも再生可能エネルギーの導入を推進し、温室効果ガスの排出削減に努める必要があります。

#### 再生可能エネルギーの導入累積容量（FIT制度で認定されたもの※）

	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
太陽光発電 (10kW未満)	7,507kW	8,187kW	8,778kW	9,395kW	9,881kW	10,320kW
太陽光発電 (10kW以上)	18,098kW	27,945kW	31,562kW	34,189kW	40,670kW	42,253kW
水力発電	560kW	560kW	560kW	560kW	560kW	560kW
<b>合 計</b>	<b>26,165kW</b>	<b>36,692kW</b>	<b>40,900kW</b>	<b>44,144kW</b>	<b>51,111kW</b>	<b>53,133kW</b>
本市全体の消費電力 に対する導入比率	11.6%	16.8%	18.4%	19.6%	23.8%	24.7%

※発電した電気を自家消費で活用する設備（余剰電力を売電しない設備）などは含まれません。

## **基本的な取組**

### **1 社会のニーズに合った再生可能エネルギーの普及促進**

様々な再生可能エネルギーがありますが、一般的に最も認知され、普及しているのが、住宅や建物の屋根、空き地などを活用でき導入が容易な太陽光発電です。最近では初期費用がかからない太陽光発電（オンサイト PPA モデル等）も増加しており、自身で使用する電力の CO<sub>2</sub> 排出量削減や電力料金が安くなるなどのメリットにより、新たに太陽光発電を導入する際の選択肢の一つとして期待されています。

温室効果ガスの排出削減とエネルギー自産自消に向けて、住宅や事業所、工場や倉庫、遊休地などを有効に活用した太陽光発電の普及を促進します。

#### **（1）行政の取組**

- メガソーラーの設置に関して、事業者・県・市の3者協定を結び、事業者に対して法令等の遵守、環境の保全、土砂災害の防止対策等を要請します。 （環境課）
- 太陽光発電を含め、再生可能エネルギー設備等の導入については、国や県の補助制度等の情報を収集し、周知を図ります。 （環境課）
- 公共施設への太陽光発電設備の設置を検討します。 （全課）

#### **（2）市民の取組**

- 家の新築やリフォーム時には、太陽光発電や太陽熱温水器等の導入を検討します。
- 太陽光発電設備等を適正に管理し、固定価格買取期間終了後も使用します。

#### **（3）事業者の取組**

- 再生可能エネルギー設備の導入を検討します。
- エネルギー管理の徹底、各種廃熱等の有効利用に努めます。
- 再生可能エネルギーの導入に際しては、住民の理解を得るとともに周辺の自然環境に配慮します。
- 再生可能エネルギー設備を適正に管理し、不要となった場合は法に基づいて廃棄します。

## 環境にやさしいふるまいができる人をつくる

地球環境や身近な生活環境の保全のためには、市民一人一人の小さな取組や、地域が一体となつての取り組みが必要不可欠です。しかし、自然とのふれあいの機会が減少したことによる身近な自然に対する意識の低下や、地域のつながりの希薄化による地域活動の活力低下などにより、これまで以上に家庭や学校、地域への環境教育・啓発を推進する必要があります。

また、ごみの分別やごみ拾いなどの体験を通して、環境問題を身近なことと考え、環境について関心を持ち、学び、行動する人づくりを目指します。

「環境にやさしいふるまいができる人をつくる」ために3つの取組を進めます。

取組の方向性V-1

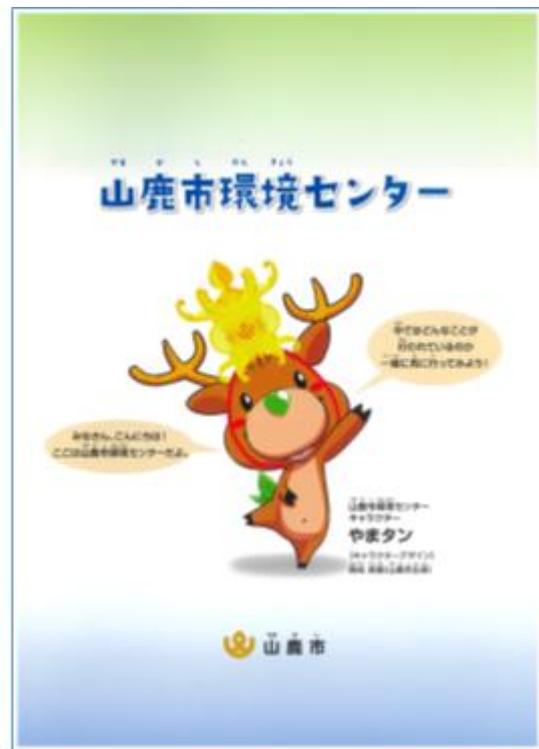
環境教育・学習を進める

取組の方向性V-2

コミュニティ活動や環境保全活動を広げる

取組の方向性V-3

限りある資源を大切にし、有効に利用する



■環境センターパンフレット

## V-1 環境教育・学習を進める

### 本市の環境教育・学習の機会

環境教育の支援として、小学4年生向けの「ごみとわたしたちの暮らし」ワークブックを配布しています。また、環境センター（平成31年4月から稼働）では見学通路を整備し、既に多くの学校や各種団体が施設見学を実施されました。今後も継続して施設見学を受け入れていきます。

また、菊池川とその支流を美しくする関係団体連絡協議会などの各種団体が、自然体験活動を実施しています。

### 基本的な取組

#### 1 分かりやすく楽しい環境情報の提供

毎月発行される広報紙や随時更新ができるホームページなど様々な媒体で写真やイラストを活用し、分かりやすく楽しい情報の提供に努めます。また、環境センターでは、実際の焼却や作業の様子を見ることが出来る施設見学を受け入れることで、ごみ処理の現状や分別の必要性についてより分かりやすく周知啓発に努めます。

##### (1) 行政の取組

- 広報紙やウェブサイト等、様々な媒体により環境情報を発信します。（教育総務課・環境課）
- 廃棄物処理施設の見学等によりごみの分別・処理について周知し、分かりやすく楽しい環境情報を提供します。（環境課）

##### (2) 市民の取組

- 市等が提供する各種情報を積極的かつ自主的に学び、環境に関する意識・知識の向上に努めます。

##### (3) 事業者の取組

- 行政が提供する環境情報等を積極的に活用します。
- 行政が開催するイベント等に参加し、事業者間の情報交換を進めます。

#### 2 学校や社会における環境教育・学習の推進

学校では、学年に応じた環境学習を実施することで、身近な自然環境に親しみ、正しい環境知識等を身につけ、環境保全活動等への意欲を高めます。また、学校で学んだ環境知識等を家庭や地域を巻き込んで実践することで、より大きな環境保全の意識高揚を目指します。

##### (1) 行政の取組

- 学校における体験型環境学習を充実するとともに、花いっぱい学校づくりを推進します。（教育総務課）
- 地域の自然、人材、伝統行事を素材に、より生活に密着した環境教育を積極的に展開します。（教育総務課）

- 身近な動植物や自然景観、生活環境から地球環境等、目的や世代に応じた様々な情報を提供します。(教育総務課)
- 身近な野山や川に入り、楽しみながら地域の自然や文化とふれあえる環境教育を推進します。(環境課)
- 諸団体が行う環境教育・学習を支援します。(環境課)

(2) 市民の取組

- 身近な環境資源を活用した体験型環境学習に積極的に参加します。
- 環境教育・学習で学んだことを、家庭や地域で実践します。

(3) 事業者の取組

- 環境部門担当者や技術者等、環境に関する専門的知識を有する人材を講師として招聘する等、環境教育・学習支援に努めます。
- 専門知識や先進的技術、環境に配慮した製品等を積極的に提供します。



■ 環境センターでの施設見学受け入れ

## V-2 コミュニティ活動や環境保全活動を広げる

### 地域等で実施される美化活動

環境基本法(平成5年法律第91号)により毎年6月5日を「環境の日」と定め、6月は環境月間とされています。

環境月間に合わせて、「環境美化活動」の実施を呼びかけていますが、環境月間以外で実施された活動においても集められたごみは、本市で収集・受入を行っています。引き続き地域で実施される美化活動の支援を継続します。

### 基本的な取組

#### 1 市民・事業者の環境保全活動の支援

市民がボランティア等に安心して参加できるように市民活動保険に加入しています。また、地域がボランティアで実施する「環境美化活動」では、本市が燃やすごみの収集を行い、燃えないごみと資源ごみの受け入れの支援を行っています。

##### (1) 行政の取組

- 地域が安心して美化活動やリサイクル活動を行えるよう、活動中の事故に対し市民活動保険に加入し支援します。(地域生活課)
- 環境保全活動団体・グループに対する情報提供などの支援を行います。(環境課)
- 環境配慮型のライフスタイルの提案や推進を行います。(環境課)
- 地域がボランティアで行う「ごみ拾い」を支援します。(環境課)
- 6月の環境月間に合わせてキャンペーン等を開催します。(環境課)

##### (2) 市民の取組

- 家庭での自主的な環境保全活動に取り組みます。
- 環境月間等のイベントに積極的に参加します。
- 学校や地域が実施する美化活動やリサイクル活動等の環境保全活動に積極的に参加・協力します。

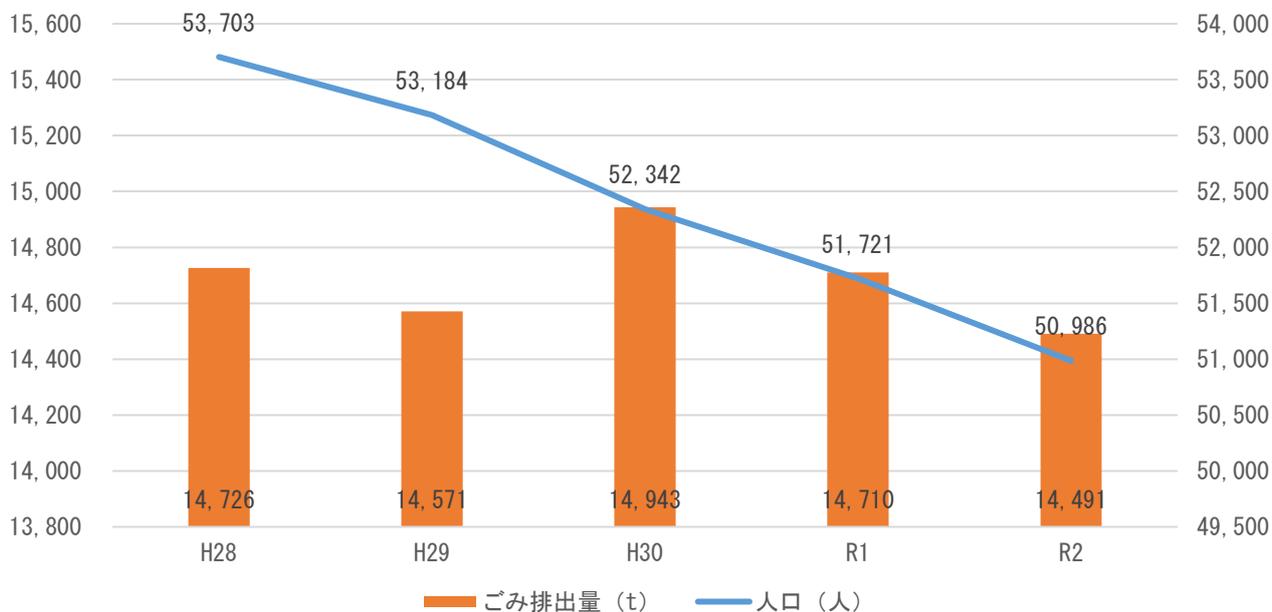
##### (3) 事業者の取組

- 学校や地域が実施する美化活動やリサイクル活動等の環境保全活動に積極的に参加・協力します。
- 事業所での自主的な環境保全活動に取り組みます。

## V-3 限りある資源を大切にし、有効に利用する

### 本市のごみの排出状況

ごみの総排出量と人口（環境省実態調査）



平成30年度をピークにごみの総排出量は減少していますが、人口の減少と比べると緩やかであり、市民一人が1日に排出するごみの量は、令和元年度777g、令和2年度779gとなっています。平成30年度の総排出量が急増している理由は、生活系可燃性ごみの直接搬入が翌年度有料化される前の駆け込み処理及び火災発生等に伴うり災ごみ処理によるものと思われます。

### 基本的な取組

#### 1 4Rの推進

広報紙やウェブサイトなどの様々な媒体を利用して4R（「Refuse（リフューズ）：断る」、「Reduce（リデュース）：減量」、「Reuse（リユース）：再利用」、「Recycle（リサイクル）：再資源化」）を啓発することにより、さらにごみの減量化・再資源化を推進します。

また、食品ロス削減のため、事業者と協力連携して「3010運動」や「てまえどり運動」の周知啓発に努めます。

##### （1）行政の取組

- 4Rの啓発を推進します。 (環境課)
- マイバッグやマイボトルなどの利用促進のため、啓発に努めます。 (環境課)
- 食品ロス削減のため、飲食店での「3010運動」を周知啓発します。 (環境課)
- 食品ロス削減のため、食料品店等での「てまえどり運動」を周知啓発します。 (環境課)
- 環境便で食品ロス削減を啓発します。 (環境課)

## (2) 市民の取組

- 物を購入するときは、包装等の簡易化を求めます。
- マイバックやマイボトルなどを使用することで、プラスチックごみの減量に努めます。
- 食品ロスを発生させない買い物、調理等に努めます。

## (3) 事業者の取組

- 商品の包装等の簡易化に努めます。
- 行政と連携協力して食品ロス削減につながる「3010 運動」や「てまえどり運動」の実施に努めます。

## 2 ごみ出しルールの徹底

粗大ごみの収集では、適正に分別されていない違反ごみが非常に多く、処理施設の運転に支障を及ぼすおそれがあります。また、ごみ分別の啓発のため、分別辞典の作成や出前講座を実施しています。このほか、ウェブサイトなどを活用して、各処理施設への搬入手続きやルールの周知を図ります。

### (1) 行政の取組

- ごみの分別（減量化・資源化）の啓発のため、出前講座を実施します。(環境課)
- 「生ごみのひとしぼり運動」を推進します。(環境課)
- 一般廃棄物処理基本計画に基づく適正処理を推進します。(環境課)
- ウェブサイトで環境センターの運転状況や搬入方法・ルールなどの啓発を行います。(環境課)
- ごみ排出困難者（高齢者・障がい者等）への見守りを含めた戸別訪問収集の促進を行います。(環境課)

### (2) 市民の取組

- 水分の多い生ごみは、「生ごみのひとしぼり運動」を行います。
- 出前講座や廃棄物処理施設の見学会等に積極的に参加し、ごみ処理について理解を深めます。
- ごみ分別ルールを守り、再資源化等に努めます。

### (3) 事業者の取組

- 事業系一般廃棄物の減量化・資源化に努め、行政からの指導等に協力します。
- 小売店等では、家電リサイクル法等に基づく適正処分を消費者に説明します。

# 第3章

## 取組を進めるために

- 1 推進体制
- 2 進行管理



■ 古代ハス

## 1 推進体制

基本計画を着実に推進していくためには、市民、民間（団体・企業）、行政の各主体が適切な役割分担の下、協力・連携を図りながら、三者のパートナーシップにより取組を進めていくことが重要です。基本計画に掲げる取組を総合的かつ計画的に推進していくため、次のような体制で、各主体の協働の下、計画を推進していきます。

### (1) 山鹿市環境審議会

計画の推進状況を点検・確認する上では、第三者的な視点から見た客観性が求められます。

山鹿市環境審議会は、基本条例第14条に規定する市長の附属機関であり、学識経験者、市民、事業者等から構成されます。

市長は、環境審議会に対して、施策の実施状況や環境目標の達成状況について報告し、承認を受けた後、結果を公表します。また、環境審議会は計画の実効性を確保するために必要な意見・提言を行うとともに、市長から諮問があった場合には計画の見直し等について調査審議及び答申を行います。

### (2) 山鹿市環境基本計画検討委員会

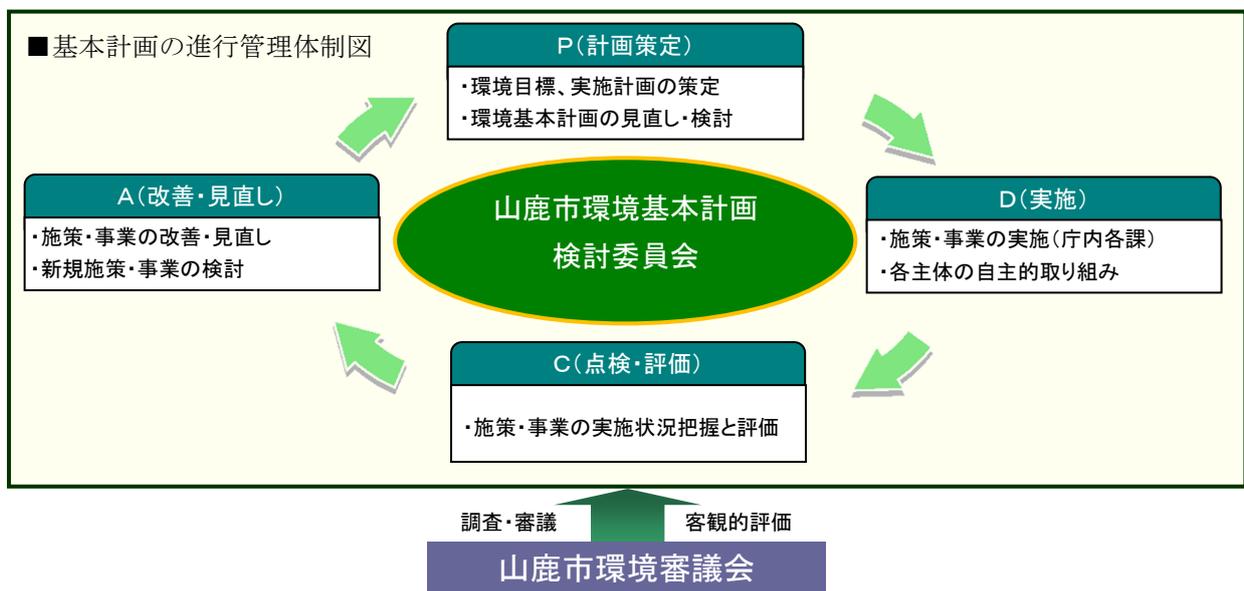
計画に掲げた施策・事業を着実に実施していくためには、担当課と関係課が連携しながら施策・事業の進捗状況を的確に把握し、施策間の調整や進行管理を行う庁内横断的な協議機関が必要です。

そこで本市における推進体制として、山鹿市環境基本計画検討委員会を組織し、計画に掲げた施策等の着実な推進を図っていきます。

## 2 進行管理

### (1) 進行管理のしくみ

本市が目指す環境像に着実に近づけていくためには、計画を進行管理する仕組みが必要です。そこで、基本計画を着実に推進し、環境の継続的な改善を図るために、PDCAサイクルを運用して進行管理や評価を行います。このサイクルの中では、山鹿市環境審議会による市民意見を踏まえた客観的な点検・評価を組み込みながら進行管理を行い、より良い計画推進につながることを目指します。



## (2) 環境計画の進行管理

基本計画では、第2章で設定した目指す環境像を実現するために5つの基本目標を掲げ、この目標達成に向けた取組の推進状況について把握します。また、基本目標ごとに環境指標項目として目標値を設定し（次ページ参照）、担当課が取組の進捗状況と同時に把握・点検し、評価を行います。

## (3) 関係機関・組織等との連携

### ①国・県・周辺市町村との協力・連携

ごみ問題や地球温暖化問題、菊池川の水質向上等の市域を越えて広域的な取組が求められる事項については、国や県、周辺市町村との協力・連携の下に取組を進めます。

### ②関連計画や関連制度への反映・調整

基本計画は、環境行政に関するマスタープランです。本市として、環境に関する一貫した方針を確立するために、関連する行政計画や条例・要綱等に環境基本計画の考え方・方針を十分に反映させることが求められます。そのために、新規計画策定や条例・要綱等の制定、又、既計画や条例・要綱等の見直しの際には、基本計画との十分な調整を図るものとします。

## (4) 財源措置

基本計画の着実な推進のために、必要な財源の確保に努めます。



■小学生向けの学習教材

(5) 第3次基本計画環境目標一覧

基本目標	取り組みの方向性	環境指標項目	令和2年度	目標値 (令和8年度)
Ⅰ 豊かな自然を 未来に引き継ぐ	すぐれた自然と美しい景観を守る	・間伐実施面積	5.2ha	5.5ha
		・多面的機能支払交付金の対象農用地面積	4,413ha	4,550ha
	多様な動植物の生息・生育環境を守る	・イノシシの捕獲頭数	1,495頭	1,500頭
		・ニホンジカの捕獲頭数	72頭	70頭
自然とのふれあいの場と機会をつくる	・公営キャンプ場宿泊客数	7,045人	11,000人	
Ⅱ 健康で安全・安心の暮らしを守る	安全で良質な水を守る	・河川BODの環境基準達成率	100%	100%
	きれいな空気を守る	・二酸化窒素、浮遊粒子状物質（長期・短期）、光化学オキシダントの環境基準達成率	50%	75%
	自然の営みが聞こえる音環境を守る	・自動車騒音にかかわる環境基準達成率	93.5%	95.0%
Ⅲ 人の温もりと文化の香る快適なまちをつくる	温もりのある美しいまちをつくる	・街並み環境整備率	59.5%	75.0%
	歴史・文化の香り高いまちをつくる	・歴史、文化学習会等の講座開催数	13回	30回
Ⅳ 市民力をあわせて地球温暖化対策に取り組む	温室効果ガス排出削減を目指す	・温室効果ガスの排出量	354,786.9t-CO <sub>2</sub> (H30年度実績)	310,536.6t-CO <sub>2</sub>
	省エネルギー型ライフスタイルを定着させる			
	再生可能エネルギーを利用する			
Ⅴ 環境にやさしいふるまいができる人をつくる	環境教育・学習を進める	・岩野川水生生物実態調査の参加人数（子ども、大人含む）	未実施	30人
	コミュニティ活動や環境保全活動を広げる	・環境月間美化行動等参加者数	6,227人	13,000人
	限りある資源を大切にし、有効に利用する	・1人1日あたりのごみ排出量	779g	677g
		・最終処分化率	14.1%	12.0%

# 資料編

- 1 山鹿市環境基本条例
- 2 山鹿市附属機関に関する規則
- 3 山鹿市環境基本計画検討委員会設置規程
- 4 山鹿市環境マップ
- 5 用語の解説



■一本松公園（石のかざぐるま）

平成 17 年 6 月 28 日

条例第 225 号

**(目的)**

第 1 条 この条例は、環境の保全について山鹿市の基本的な考え方を定め、市民、事業者、市の責任と役割を明らかにし、環境の保全についての施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全についての様々な施策を連携させ計画的に進め、市民が健康で文化的な生活を送ることができるようにすることを目的とします。

**(言葉の意味)**

第 2 条 この条例で使われている言葉の意味は、次のとおりです。

- (1) 「環境の保全」とは、私たちの健康で文化的な生活を確保するために、現在の恵み豊かな環境をより良いかたちで守り、育てることをいいます。
- (2) 「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響で、環境の保全のうえで障害となるおそれのあるものをいいます。
- (3) 「公害」とは、環境への負荷のうち、事業活動その他の人の活動によって生ずる広範な大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって、人の健康や生活環境に対して被害が生じることをいいます。

**(基本的な考え方)**

第 3 条 山鹿市の環境の保全に関する基本的な考え方は、次のとおりとします。

- (1) 市民の健康で文化的な生活の基盤である恵み豊かな環境が適切な状態で守られ、将来の世代へと引き継いでいかれるように行われなければなりません。
- (2) 人と自然とがより良い関係で共に生きていけるように行われなければなりません。
- (3) 資源やエネルギーを有効に利用して、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な社会をつくるように行われなければなりません。
- (4) 市民活動、事業活動等が地球全体の環境と密接にかかわっていることを認識し、市民、事業者、市の協働により積極的に取り組まなければなりません。

**(市民の責任と役割)**

第 4 条 市民は、日常生活の中で廃棄物の排出、自動車の使用等による環境への負荷を少なくするように努めなければなりません。

2 前項に定めるもののほか、市民は環境の保全に努力するとともに、市が実施する環境の保全についての施策に協力しなければなりません。

**(事業者の責任と役割)**

第 5 条 事業者は、事業活動を行うときには、公害を防ぎ、自然環境をより良く保全するために必要な対策をとらなければなりません。

2 前項に定めるもののほか、事業者はその事業活動を行うときには、環境への負荷を少なくし、その他環境の保全に努力するとともに、市が実施する環境の保全についての施策に協力しなければなりません。

**(市の責任と役割)**

第 6 条 市は、環境の保全についての様々な施策を行います。

2 市は、自ら事業を実施するときは、進んで環境への負荷を少なくするよう努めるとともに、市民や事業者の環境の保全についての取組みを支援します。

### (施策の基本方針)

第7条 市は、次の基本方針に基づいて、環境の保全についての様々な施策を連携させ計画的に進めます。

- (1) 生態系や生物の多様性を確保するなど、豊かな自然環境の保全を目指します。
- (2) 歴史的、文化的な遺産を将来の世代へより良いかたちで引継ぎ、快適で潤いのある都市環境の保全を目指します。
- (3) 公害を防止し、市民の健康を守り、安全で安心な生活環境の保全を目指します。
- (4) 資源の再利用やエネルギーの効率的な利用を進めるとともに、廃棄物の排出を減らし、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目指します。
- (5) 地球温暖化の防止その他の地球環境の保全のための施策を積極的に進めます。
- (6) 市民と事業者そして市の協働による環境の保全についての取組みを進めます。

### (基本計画)

第8条 市長は、環境の保全についての様々な施策を連携させ計画的に進めるため、環境の保全についての基本的な計画(以下「環境基本計画」といいます。)を定めます。

2 環境基本計画は、次の事項について定めるものとします。

- (1) 環境の保全についての目標
- (2) 環境の保全についての施策の方向性
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全について必要な事項

3 市長は、環境基本計画に市民と事業者の意見が反映されるようにするため必要な対策を行います。

4 市長は、環境基本計画を定めるときは、あらかじめ山鹿市環境審議会の意見を聴きます。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、できるだけ速くこれを公表します。

6 環境基本計画を変更するときも、前3項に定められた手続きを行います。

### (施策の実施に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を与えるおそれのある施策を計画したり実施したりするときには、環境の保全が図られるよう配慮します。

### (体制の整備)

第10条 市は、環境の保全について様々な施策を連携させ、計画的に進めるための必要な体制づくりに努めます。

2 市は、環境の保全についての施策を効果的に進めるため、市民や事業者と協働して取り組むための体制づくりに努めます。

### (広域的な連携)

第11条 市は、環境の保全についての施策のうち、地球環境の保全その他の広域的な取組みを必要とするものについては、国や他の地方公共団体と連携し、その推進に努めます。

### (環境教育)

第12条 市は、市民や事業者が環境の保全についての理解を深め、環境の保全についての活動意欲が高まるように、環境の保全についての教育の充実に努めます。

### (情報の公開と提供)

第13条 市長は、環境の状況や市が実施した環境の保全についての施策を定期的に公表します。

2 市は、市民や事業者の環境の保全についての活動を推進するため、環境の保全についての情報を適切に提供するように努めます。

(審議会)

第 14 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定により、山鹿市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置します。

2 審議会は、次の事務を行います。

- (1) 環境基本計画を定め、又は変更する際の市長からの意見の求めに応じること。
- (2) 環境の保全についての基本的事項や重要事項について調査審議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、他の法令により権限を与えられたこと。

3 審議会は、前項の事項について、市長に意見を述べることができます。

4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織や運営について必要な事項は、規則で定めます。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

令和2年3月17日

規則第3号

改正 令和3年6月30日規則第6号

(趣旨等)

第1条 この規則は、山鹿市附属機関設置条例（令和2年山鹿市条例第1号）その他の条例の定めるところにより市長の附属機関として設置される附属機関（以下「審議会等」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 審議会等に関しこの規則に規定する事項について、法令、条例、規則その他の規程に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(組織)

第2条 審議会等は、それぞれ別表第2欄に掲げる委員その他の構成員で組織する。

2 前項の委員その他の構成員（以下「委員等」という。）は、それぞれ別表第3欄に掲げる者その他その審議会等の所掌事務の遂行のために市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員等の任期等)

第3条 委員等の任期は、それぞれ別表第4欄に掲げる期間とする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員等が委嘱又は任命をされたときの要件を欠くに至ったときは、その委員等は、解嘱され、又は解任されるものとする。

3 委員等は、再任されることができる。

4 委員等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長、副会長等)

第4条 審議会等にそれぞれ別表第5欄に掲げる職を置き、委員等の互選により定める。

2 会長又は委員長（以下「会長等」という。）は、会務を総理し、審議会等を代表する。

3 副会長又は副委員長は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会等の会議は、会長等が招集する。ただし、任期最初の会議は、市長が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 審議会等は、委員等の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会等の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 特定の個人又は法人その他の団体に関する審査、調査、選考等を行う審議会等の会議は、原則公開しない。

(意見の聴取等)

第6条 会長等は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会等)

第7条 審議会等の所掌事務のうち専門の事項の調査又は検討をさせるため、審議会等に部会、分科会等を置くことができる。

2 前項の部会、分科会等の構成員に委員等以外の者を充てる場合における当該構成員は、その所掌事務の遂行のために市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 第3条第4項の規定は、前項の規定により委員等以外の者から充てられた構成員について準用する。

(専門委員及び特別委員)

第8条 専門又は特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、審議会等に専門委員又は特別委員を置く。

2 専門委員及び特別委員は、当該専門又は特別の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員及び特別委員は、当該専門又は特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

4 第3条第4項の規定は、専門委員及び特別委員について準用する。

(庶務)

第9条 審議会等の庶務は、それぞれ別表第6欄に掲げる部署において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会等の組織に関し必要な事項は、市長が別に定め、審議会等の運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるもののほか、審議会等が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月30日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第2条—第4条、第9条関係)

(令3規則6・一部改正)

審議会等の名称	構成	委員の基準	任期	職	庶務
環境審議会	委員16人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 事業者 (3) 市民	2年	会長及び副会長1人	市民部環境課

区 分	氏 名	摘 要
学識経験者	中田 晴彦	熊本大学大学院 先端科学研究部 准教授
事業者代表	宮本 榮次郎	西益屋銘菓本店 代表
	田中 雅晴	オムロンリレーアンドデバイス（株）
	水本 孝廣	農林業
	中野 重徳	シマノ熊本（株） 総務係長
	田口 淳	（株）地の塩社 代表取締役
市民代表	城 みどり	市民代表
	田中 由紀	市民代表
	高木 裕子	市民代表
	福本 リカ	市民代表
	吉岡 尚子	市民代表
	日高 正人	公募市民
	古家 光之	公募市民
	古江 研也	公募市民

平成 18 年 4 月 24 日

訓令第 11 号

**(設置)**

第 1 条 本市における環境基本計画の策定に関し、総合的な検討及び調整を図るため、山鹿市環境基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

**(所掌事務)**

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境保全に関する各種施策の総合的調整に関すること。
- (3) その他環境保全の推進に関し、必要な事項。

**(組織)**

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は市民部環境課長をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員は、環境保全に関する各種事業を実施する関係各課の職員のうちから市長が任命する。

**(委員長及び副委員長)**

第 4 条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

**(会議)**

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

**(意見の聴取)**

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

**(専門部会)**

第 7 条 委員会に、所掌事務について調査検討させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、職員のうちから市長が任命する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員のうちから市長が任命する。

4 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

5 部会長に事故があるときは、専門部会の委員のうちから部会長があらかじめ指名した者がその職務を行う。

**(庶務)**

第 8 条 委員会の庶務は、市民部環境課において処理する。

**(その他)**

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成 18 年 4 月 24 日から施行する。

◎山鹿市環境基本計画検討委員会委員名簿

役 職	氏 名	職 名
委 員 長	森 賢 治	環境課長
委 員	原 仁 美	秘書政策課政策調整係長
委 員	一瀬 健太郎	防災監理課監理契約係長
委 員	山 本 孝	財務課財産管理係長
委 員	坂本 陽一朗	地域生活課市民総務係主任
委 員	猿 渡 裕 一	福祉課福祉総務係長
委 員	片 山 新	農業振興課農業振興係専門員
委 員	宇野 達也	農林整備課林務係主任
委 員	木下 和彦	商工観光課商業振興係長
委 員	財津 敏郎	建設課課長補佐兼建設総務係長
委 員	服部 隆文	都市計画課計画整備係長
委 員	井手 直樹	下水道課管理係主任
委 員	阿蘇品 邦彦	水道課業務係長
委 員	徳永 智則	教育総務課総務企画係長
委 員	芳川 由紀	社会教育課生涯学習係主任
委 員	一安 義一	環境課環境政策係長
委 員	角 田 淳	環境課廃棄物対策係長

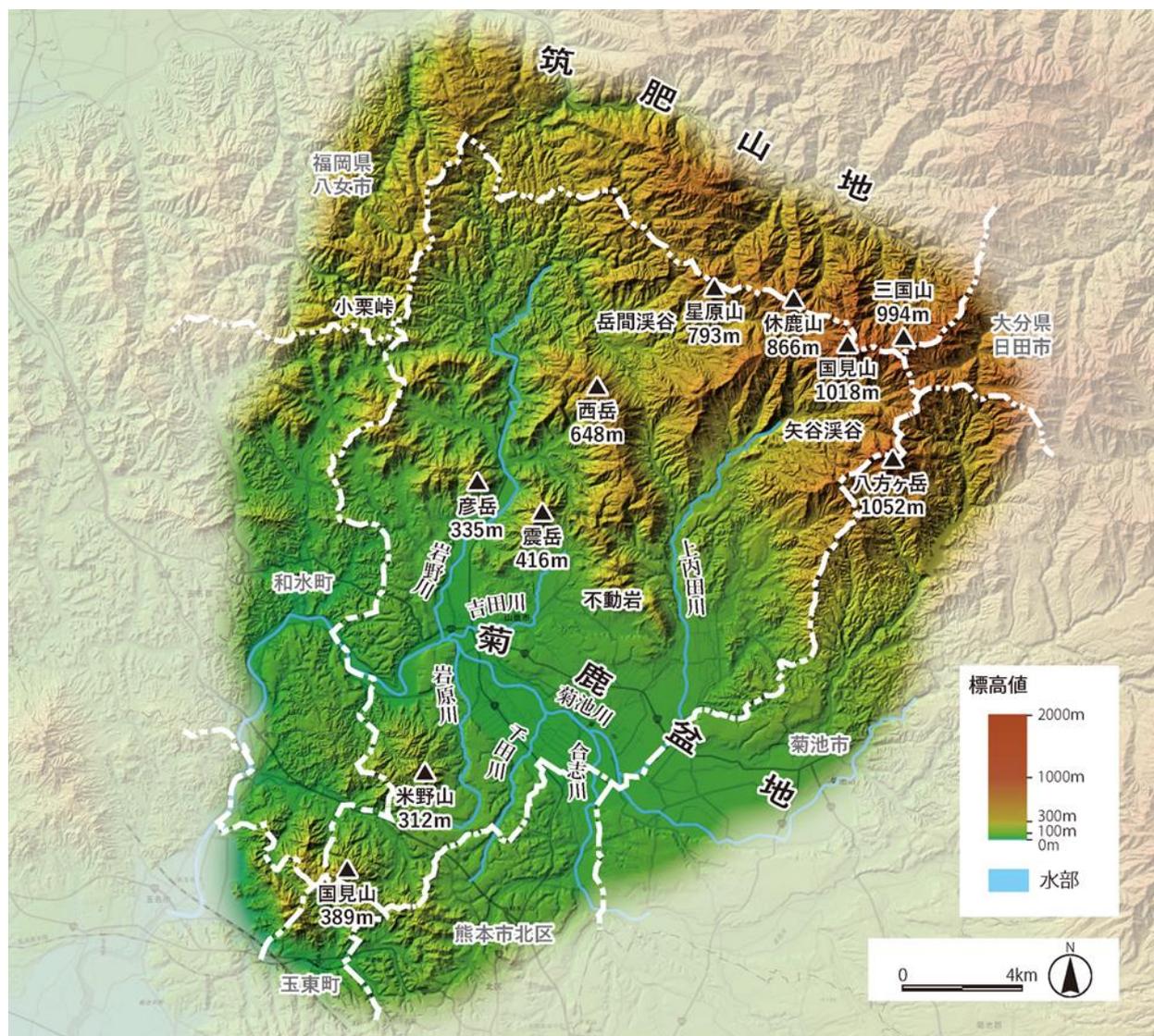
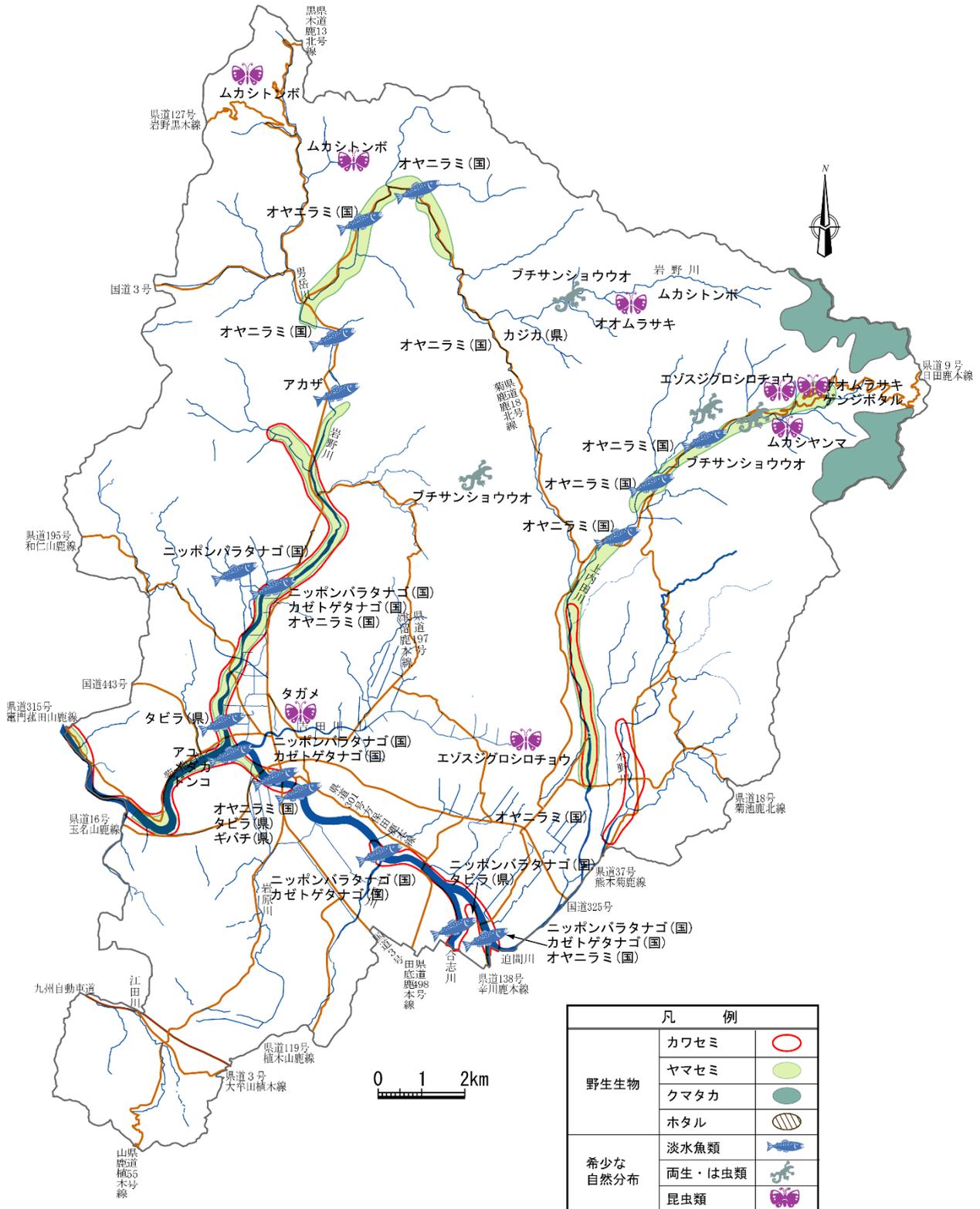
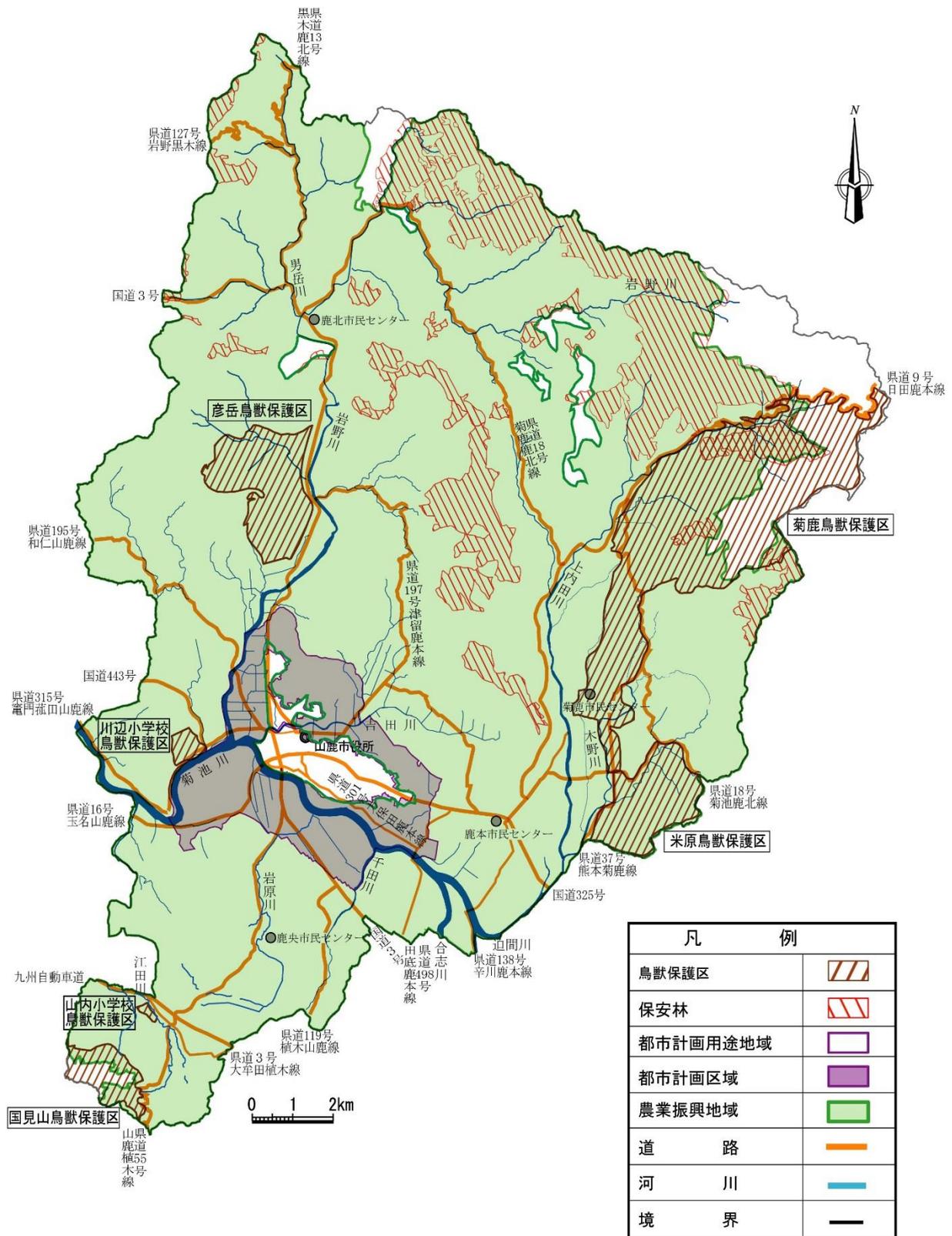


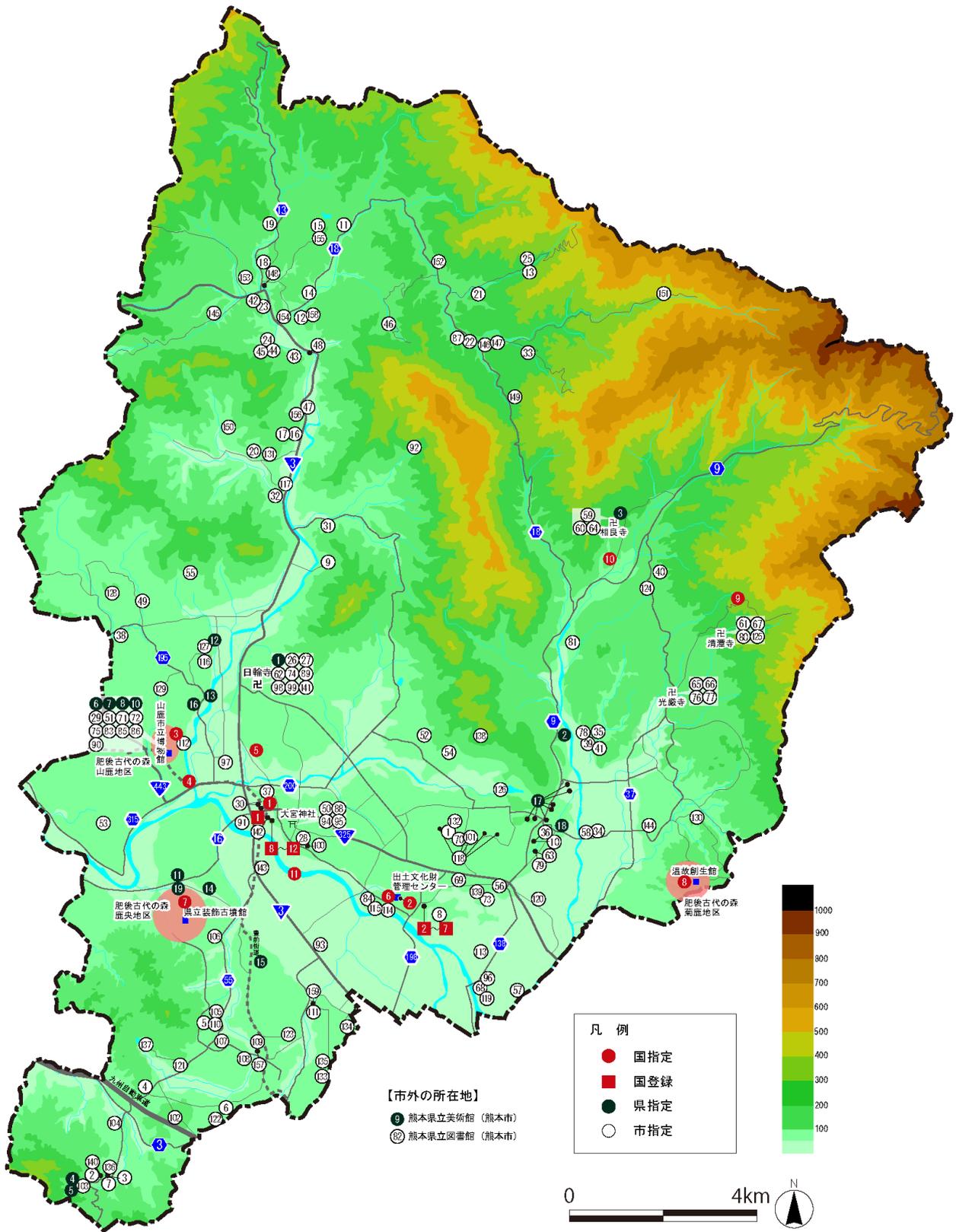
図 山鹿市の地形（資料：国土地理院・地理院地図（色別標高図、陰影起伏図、標準地図）一部改変）



[資料：熊本県環境基本計画環境特性図より作成]



[資料：熊本県環境基本計画環境特性図、山鹿市都市計画図、山鹿市土地利用計画図より作成]



## 山鹿市の指定等文化財一覧

### (1) 国指定文化財

	種別		名称
1	有形文化財	建造物	八千代座
2	有形文化財	考古資料	方保田東原遺跡出土品 (952点)
3	記念物	遺跡	チブサン・オブサン古墳
4	記念物	遺跡	鍋田横穴
5	記念物	遺跡	弁慶ヶ穴古墳
6	記念物	遺跡	方保田東原遺跡
7	記念物	遺跡	岩原古墳群
8	記念物	遺跡	鞠智城跡
9	記念物	遺跡	隈部氏館跡
10	記念物	植物	相良のアイラトビカズラ
11	有形文化財	植物	菊池川のチヌジノリ発生地

### (2) 国登録文化財

	種別		名称
1	有形文化財	建造物	山鹿灯籠民芸館
2	有形文化財	建造物	吉岡家住宅主屋
3	有形文化財	建造物	吉岡家住宅江戸蔵
4	有形文化財	建造物	吉岡家住宅明治蔵
5	有形文化財	建造物	吉岡家住宅阿弥陀堂
6	有形文化財	建造物	吉岡家住宅薬医門
7	有形文化財	建造物	吉岡家住宅塀
8	有形文化財	建造物	大森家住宅主屋
9	有形文化財	建造物	大森家住宅蔵
10	有形文化財	建造物	大森家住宅観音堂
11	有形文化財	建造物	大森家住宅北塀
12	有形文化財	建造物	大森家住宅西塀

### (3) 県指定文化財

	種別		名称
1	有形文化財	建造物	湯町橋
2	有形文化財	建造物	川西の宝篋印塔
3	有形文化財	建造物	笠忠平の宝塔
4	有形文化財	彫刻	木造地藏菩薩立像
5	有形文化財	彫刻	木造千手観音立像及び二十八部衆立像
6	有形文化財	工芸品	白山宮の鰯口
7	有形文化財	書籍	「古事記伝」写本
8	有形文化財	考古資料	凡導寺の経筒
9	有形文化財	考古資料	白塚石人
10	有形文化財	考古資料	方保田東原遺跡出土品 (139点)
11	記念物	遺跡	長岩横穴群
12	記念物	遺跡	城横穴群
13	記念物	遺跡	馬塚古墳
14	記念物	遺跡	桜の上横穴群
15	記念物	遺跡	持松塚原古墳
16	記念物	遺跡	付城横穴群
17	記念物	遺跡	津袋古墳群
18	記念物	遺跡	御霊塚古墳
19	記念物	遺跡	原横穴群

### (4) 市指定文化財

	種別		名称
1	有形文化財	建造物	重盛の供養塔
2	有形文化財	建造物	霜野のだんとうさんと如法 経塔群
3	有形文化財	建造物	霜野の六地藏
4	有形文化財	建造物	姫井の六地藏
5	有形文化財	建造物	堂米野の六地藏
6	有形文化財	建造物	広の六地藏
7	有形文化財	建造物	宮前の六地藏
8	有形文化財	建造物	藤井八幡宮如法経塔
9	有形文化財	建造物	法華寺の石塔々身群

	種別		名称
10	有形文化財	建造物	有福寺跡五輪塔福
11	有形文化財	建造物	原の角卒塔婆
12	有形文化財	建造物	東野のだんとさん塔石群
13	有形文化財	建造物	須屋の宝篋印塔
14	有形文化財	建造物	宮迫の板碑
15	有形文化財	建造物	七浦の五輪塔
16	有形文化財	建造物	慶春待ちの碑
17	有形文化財	建造物	慶春の碑
18	有形文化財	建造物	鏡観坊の宝篋印塔
19	有形文化財	建造物	下中の六地藏
20	有形文化財	建造物	迫浦の宝篋印塔
21	有形文化財	建造物	法泉寺の地藏尊
22	有形文化財	建造物	田中橋
23	有形文化財	建造物	高井川橋
24	有形文化財	建造物	女田橋
25	有形文化財	建造物	須屋の五輪塔
26	有形文化財	建造物	素角尼五輪塔
27	有形文化財	建造物	石体観音三十三基
28	有形文化財	建造物	伝宇野親治五輪塔群
29	有形文化財	建造物	方保田の板碑
30	有形文化財	建造物	金剛乗寺石門
31	有形文化財	建造物	小坂の六地藏
32	有形文化財	建造物	善吉の塔
33	有形文化財	建造物	多久太郎右衛門の墓
34	有形文化財	建造物	泉福寺跡古碑古塔群
35	有形文化財	建造物	洞口橋
36	有形文化財	建造物	高橋の一字一石逆修碑
37	有形文化財	建造物	八千代座付属施設
38	有形文化財	建造物	湯山橋
39	有形文化財	建造物	島田の鳥居を担う天部形仏神
40	有形文化財	建造物	内野の六地藏幢及び初期の龕部
41	有形文化財	建造物	石工仁平墓碑
42	有形文化財	建造物	弁天橋
43	有形文化財	建造物	勝負瀬橋
44	有形文化財	建造物	水天宮一号橋
45	有形文化財	建造物	水天宮二号橋
46	有形文化財	建造物	上麻生橋
47	有形文化財	建造物	丸山橋
48	有形文化財	建造物	板曲橋

	種別		名称
49	有形文化財	建造物	平山橋の輪石
50	有形文化財	絵画	大宮神社三十六歌仙の絵馬
51	有形文化財	絵画	鍋田八幡宮三十六歌仙の絵
52	有形文化財	彫刻	霊仙寺跡釈迦如来坐像
53	有形文化財	彫刻	上保多田観世音菩薩坐像
54	有形文化財	彫刻	凡導寺跡善光寺式一光三尊立像
55	有形文化財	彫刻	千福寺跡千手観音立像
56	有形文化財	彫刻	坂東寺跡聖観音坐像
57	有形文化財	彫刻	下梶尾八竜宮の竜
58	有形文化財	彫刻	泉福寺跡毘沙門天像及び聖歎喜天像
59	有形文化財	彫刻	相良寺千手観音像
60	有形文化財	彫刻	菊池武光陣中矢除守本尊不動明王
61	有形文化財	彫刻	清潭寺 十六羅漢
62	有形文化財	工芸品	日輪寺梵鐘
63	有形文化財	工芸品	緒方家工芸品
64	有形文化財	工芸品	相良寺鰐口
65	有形文化財	工芸品	光巖寺海獣葡萄鏡
66	有形文化財	工芸品	光敬寺菊池千本槍
67	有形文化財	工芸品	清潭寺隈部親永木像及び位牌
68	有形文化財	工芸品	中川八幡宮鳥居の透かしを持つ懸鏡
69	有形文化財	古文書	大光寺文書
70	有形文化財	古文書	御宇田氏家系図
71	有形文化財	古文書	山鹿湯町絵図
72	有形文化財	古文書	鹿郡旧語伝記
73	有形文化財	古文書	前田学校教科書
74	有形文化財	古文書	日輪寺制札
75	有形文化財	古文書	清潭寺隈部親永初登山教訓書
76	有形文化財	古文書	光巖寺隈部親永出陣の書
77	有形文化財	古文書	光巖寺隈部物語
78	有形文化財	古文書	原口家碎玉談
79	有形文化財	古文書	緒方家文書
80	有形文化財	古文書	清潭寺隈部親永書状
81	有形文化財	古文書	西得寺文書
82	有形文化財	古文書	多田隈家文書
83	有形文化財	考古資料	鹿本商工高校出土銅矛
84	有形文化財	考古資料	方保田古墳石室
85	有形文化財	考古資料	柿原出土尖頭器

	種別		名称
86	有形文化財	考古資料	椎特南出土尖頭器・両刃礫器
87	無形文化財	音楽	鹿北茶山唄
88	民俗文化財	有形の民俗文化財	大宮神社猿田彦石碑群
89	民俗文化財	有形の民俗文化財	日輪寺芭蕉碑
90	民俗文化財	有形の民俗文化財	来民団扇製作工具一式
91	民俗文化財	無形の民俗文化財	宗方万行
92	民俗文化財	無形の民俗文化財	小坂雨乞い踊り
93	民俗文化財	無形の民俗文化財	なれなれなすび踊り
94	民俗文化財	無形の民俗文化財	山鹿灯籠
95	民俗文化財	無形の民俗文化財	犬子ひょうたん
96	民俗文化財	無形の民俗文化財	川北雨乞い踊り
97	記念物	遺跡	臼塚古墳
98	記念物	遺跡	竜王山古墳
99	記念物	遺跡	赤穂義士遺髪塔
100	記念物	遺跡	中村廃寺心礎
101	記念物	遺跡	御宇田氏墓所
102	記念物	遺跡	駄の原釜石古墳
103	記念物	遺跡	康平寺
104	記念物	遺跡	長福寺
105	記念物	遺跡	下米野横穴群
106	記念物	遺跡	鬼塚古墳
107	記念物	遺跡	双塚古墳
108	記念物	遺跡	下原古墳
109	記念物	遺跡	元広の豊前街道里数木跡
110	記念物	遺跡	島已今の墓
111	記念物	遺跡	千田八島
112	記念物	遺跡	西福寺摩崖仏
113	記念物	遺跡	中川双子塚
114	記念物	遺跡	亀塚古墳
115	記念物	遺跡	端山塚古墳
116	記念物	遺跡	円通寺口の岩地蔵
117	記念物	遺跡	北山円心の塔
118	記念物	遺跡	御宇田五山跡
119	記念物	遺跡	小西行長供養塔

	種別		名称
120	記念物	遺跡	下高橋の御高札場跡
121	記念物	遺跡	堤古墳
122	記念物	遺跡	芹ヶ迫古墳
123	記念物	遺跡	浦大間古墳群
124	記念物	遺跡	庄林隼人自休居士茶毘塚
125	記念物	遺跡	清潭寺の隈部家墓地
126	記念物	遺跡	湯の口溜池附遠山神社
127	記念物	遺跡	城村城跡
128	記念物	遺跡	平山城跡
129	記念物	遺跡	西付城跡
130	記念物	遺跡	黄金塚古墳
131	記念物	遺跡	芋生撰津守四代目の墓
132	記念物	遺跡	妙見遺跡
133	記念物	遺跡	中尾古墳
134	記念物	遺跡	久野古墳
135	記念物	遺跡	早馬塚古墳
136	記念物	遺跡	霜野城跡
137	記念物	遺跡	建立寺跡
138	記念物	名勝地	不動岩
139	記念物	植物	来民の大イチョウ
140	記念物	植物	日吉宮のクスノキ
141	記念物	植物	日輪寺のラカンマキ
142	記念物	植物	湯の端のエノキ
143	記念物	植物	南島菅原神社のクスノキ
144	記念物	植物	松尾神社の樹木群
145	記念物	植物	田淵のイチイガシ
146	記念物	植物	田中のクロガネモチ
147	記念物	植物	本多久のムク
148	記念物	植物	宮地岳のスギ
149	記念物	植物	荒平天満宮の樹木群
150	記念物	植物	枝川内のフジ
151	記念物	植物	茂田井神社の樹木群
152	記念物	植物	市木八幡宮の樹木群
153	記念物	植物	中津川のモミジ
154	記念物	植物	岩野神社の樹木群
155	記念物	植物	久老のタブノキ
156	記念物	植物	川原谷の山神のウラジロカシ
157	記念物	植物	善行寺のマキ
158	記念物	植物	東野のオオバヤナギ
159	記念物	植物	千田聖母八幡宮のギンモクセイ

## (あ)

## ●異常気象現象

数十年間に 1 回程度の現象を指し、大雨や強風などの短時間の現象や数か月も続く干ばつなどがあげられる。気象庁では 30 年に 1 回程度で起こる現象を異常気象と定義し、その発生数の長期変化傾向などを監視している。

## ●一般廃棄物処理基本計画

廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定により、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされている。基本計画は 10～15 年の長期計画であり、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める計画。

## ●汚水処理人口普及率

下水道、農業集落排水施設、家庭用浄化槽、コミュニティ・プラントの各汚水処理人口の普及状況を統一的に示したもの。

## (か)

## ●カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

2020 年 10 月、政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロを目指すことを宣言した。目標達成のために、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要がある。

## ●外来種

移動により本来の生息地でない所で生育している種。何らかの理由で、外国(他地域)から伝わった生物の種類のこと。地域固有の生態系に影響を与える。

## ●河川水援隊(水援隊)

菊池川流域の各市町における、河川をきれいにしていく運動のリーダーであり、菊池川流域河川で定期的な水質検査や周辺の美化活動を行うなどを行っている。

## ●家電リサイクル法

一般家庭や事務所から排出された家電製品(エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機)から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。

## ●環境基準

国や地方公共団体が公害防止対策を進めるために定めた目標。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

## ●環境便(やまが環境便)

本市が発行する環境情報誌(チラシ)。定期号と必要に応じて発行する不定期号がある。現在は行政区内の組単位での回覧を行っている。

## ●環境保全型農業

農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、環境への負荷をできるだけ減らしていくことを目指すタイプの農業。具体的には、科学肥料や農薬に大きく依存しない、家畜、糞尿等の排出物をリサイクルする等の取り組みがあげられる。

## ●環境マネジメントシステム

企業などの事業者が、法令などの規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のための行動をとるため、各企業などが環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直すという一連の手続きを指す。

## ●環境の日

環境基本法第 10 条の規定に基づき、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、毎年 6 月 5 日を「環境の日」と定めている。

## ●グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体

を変えていく可能性を持っている。

### ●光化学オキシダント

自動車や工場などから排出される窒素酸化物や炭化水素などが、太陽からの強い紫外線を受けて光化学反応を起こして生成される。この濃度が高くなると、白いモヤがかかったようになる。これが、「光化学スモッグ」と呼ばれている。

(さ)

### ●産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいい、排出事業者に処理の責任を義務づけている。この定義に該当しない廃棄物（例えばオフィスごみ）が一般廃棄物となる。

### ●3010 運動

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、乾杯後 30 分間と終了前 10 分間は席を立たずに料理を楽しむ、ことを呼びかけ食品ロスを軽減するもの。

### ●浄化槽

「台所、風呂等からの生活雑排水」を沈殿分解あるいは微生物の作用による腐敗または酸化物分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する小型施設で、各家庭や団地単位で設置される。

### ●再生可能エネルギー

太陽光や風力、地熱といった自然界に存在するエネルギー。大きな特徴は「枯渇しない」「どこにでも存在する」「CO<sub>2</sub>を排出しない」の3点。

### ●自産自消

自ら生産した農産物やエネルギーなどを自分で消費すること。

地域で生産された生産物や資源をその地域で消費することである地域生産・地域消費を略した「地産地消」から派生した言葉。

### ●親水性

海や河川、用水路等の水辺が本源的に有する水に親しむ機能。治水や利水を優先した河川整備などに対する反省として自然環境の回復やレクリエーション機能の創出が叫ばれ、さまざまな親水への取り組みが行われている。

### ●森林環境譲与税（森林環境税）

森林環境譲与税及び森林環境税に関する法律に基づき、国から森林環境譲与税が譲与されている。用途は、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用と定められている。

### ●水源涵養

樹林、落葉及び土壌の働きにより、降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留・流下する森林特有の機能をいう。

(た)

### ●多自然川づくり（多自然河川整備）

自然などに配慮した川づくりを行うことによって良好な川の環境を取り戻し、人と川の関係をもう一度作り直していこうという取り組み。

また、治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめる、とする自然環境に配慮した河川工事を多自然河川整備という。

具体的には、種の多様性が確保できる河川環境の保全・復元、河川の上下流方向や横断方向等の連続性のある環境の確保、その川に相応しい生物の生息・生育環境の保全・復元等を目標とする。

### ●（白川・菊池川）地域森林計画

県内森林（民有地）の整備、保全の方向を示す計画であり、伐採、造林、林道等の整備目標や市町村森林計画の指針について定めている。

### ●地球温暖化対策地方公共団体実行計画

地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、都道府県及び市町村が、国の「地球温暖化対策計画」

（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を推進するための計画。

### ●出前講座

市政情報や郷土の歴史・文化などについて、本市から職員等を派遣して学習する制度。老人会の学習会や学校の総合学習の時間等にも活用され、ごみとリサイクル等、環境問題についての出前の要望も多い。

### ●てまえどり運動

消費者の日頃の買い物の中で、購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期

間の迫った商品を積極的に選ぶことであり、販売期限が過ぎて廃棄されることによる食品ロスを削減するための運動。

### ● t-CO<sub>2</sub> (トンCO<sub>2</sub>)

温室効果ガスの排出量(二酸化炭素換算値)に使用される。温室効果ガスは種類ごとに温室効果が異なるため、二酸化炭素だった場合の温室効果に換算して重量で表したものである。

(な)

### ●生ごみのひとしぼり運動

家庭から排出される可燃ごみのうち、生ごみが約35%を占めている。その生ごみの約80%が水分と言われ、可燃ごみの重量の約3分の1が生ごみとなっている。生ごみを絞ることで水分を減らし、ごみを減量化するための運動。

(は)

### ●パートナーシップ(協働)

行政・NPO・企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うこと。

### ●パリ協定

第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)が開催されたパリにて、2015年12月12日に締結された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定(合意)。2020年以降の地球温暖化対策を定めている。

### ●豊前街道

熊本城から出発し、山鹿、南関、瀬高、久留米を抜けて豊前小倉へ向かう全行程42里(約68km)の旧道である。肥後細川藩、薩摩島津藩、人吉相良藩の参勤交代のルートでもあったが、山鹿の地は良質の温泉が湧き出ていたため、街道随一の宿場町として栄えた。市内、下町から西上町にいたる街道筋には、現在でも白壁・土蔵造りの家並みが見られ、近年の電線地中化、まちなみ整備事業とも相まって、山鹿の古の面影を偲ばせる歴史的・文化的なまちなみである。

### ●フロンガス(フロン)

冷蔵庫やエアコンなどに使われている冷媒用のガス。廃棄前に抜き取ることが重要。冷蔵庫などを破壊すると、使用されていたフロンが大気中に放

出されオゾン層破壊に繋がるが責任が不明確、経費が高い等の理由で、大半は抜き取られないまま廃棄されている。

(ま)

### ●面的評価

自動車騒音の評価の方法で、従来は道路端での実測値で騒音の状況を把握する「点的評価」が行われていたが、「面的評価」では沿道の住宅等の立地条件を考慮したうえで、個々の建物ごとの騒音レベルを推計し、環境基準を超過する住宅等戸数及び超過する割合を把握することにより評価する。

(や)

### ●八千代座

国指定重要文化財である八千代座は、明治43年に建築され、江戸時代の伝統的な芝居小屋の様式を今に伝えている。昭和40年代には娯楽が多様化するとともに、一時は閉鎖状態が続いたが、老人会の「瓦一枚運動」募金を契機に、復興へ向けての様々な活動が始められ、昭和63年には国の重要文化財にも指定された。平成8年より平成の大修復・復原が始まり、13年に完了、現在は創建当時の壮麗な姿を見学することができる。

また恒例となった「坂東玉三郎舞踏公演」は、全国から多くの観客を集め、八千代座の名前をさらに広めることとなった。

### ●山鹿市景観条例

本市の都市景観の形成に必要な基本的事項を定め、これを総合的に推進することにより、緑豊かな自然環境と歴史に育まれてきた独自の生活文化を守るとともに、個性あふれるまちづくりを進め、市民が愛着と誇りをもつ郷土の創出に資することを目的として平成9年に旧山鹿市で定められ、平成17年の合併により平成17年1月に新市で施行された。

### ●山鹿灯籠まつり

昔、菊池川一帯に立ちこめた濃い霧に進路を阻まれた景行天皇のご巡幸を山鹿の里人がお迎えした際に掲げたたいまつに由来したとされる灯籠祭り。8月15日の「飾り灯籠」で幕を開け、展示を終えた灯籠は、17日午前零時から「上がり灯籠」として大宮神社に奉納される。遙かな時の流れの中で大切にはぐくまれてきた優美な祭りである。

### ●有害鳥獣の適正管理(有害鳥獣対策)

有害鳥獣の捕獲は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うもので、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うとされている。また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

### 【表紙の説明：山鹿市環境センター】

燃やすごみを焼却処理している山鹿市環境センターは、令和元年度に稼働を開始しました。

「ひと・まち・環境にやさしい施設整備」をコンセプトに掲げ、社会経済の発展に伴い、年々変化し多様化していく廃棄物を安定的に処理することはもとより、燃焼管理、排ガス処理等の総合的な検討を加えた、環境にやさしい施設です。



#### 施設概要

所在地：山鹿市石 416

敷地面積：約 15,000 m<sup>2</sup>（事業面積：約 30,000 m<sup>2</sup>）

建築面積：約 3,400 m<sup>2</sup>

延床面積：約 6,100 m<sup>2</sup>

総事業費：4,170,960,000 円

処理対象物：燃やすごみ、可燃性粗大ごみ、可燃性残渣、し渣・汚泥、災害廃棄物

工期：平成 28 年 12 月 10 日～平成 31 年 3 月 31 日

#### 設備概要

処理方式：間欠運転式ストーカ炉

処理能力：46 t/日（23 t/16h×2 炉）

受入・供給設備：ピットアンドクレーン方式

燃焼設備：ストーカ方式

燃焼ガス冷却設備：水噴射式

排ガス処理設備：乾式有害ガス除去＋ろ過式集じん器

通風設備：平衡通風方式、煙突高 40m

余熱利用設備：温水発生器による温水回収方式

熱回収率 10%以上（プラント利用分を含む）



山鹿市環境センターキャラクター

「やまタン」

デザイン：飛松良輔（山鹿市出身）

